

平成20・21年度

地域リハビリテーション支援体制整備事業

石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業 報 告 書

介護保険を利用した
住宅改修の現状と課題への取組

平成22年4月

宮城県東部保健福祉事務所

はじめに

平成 12 年に介護保険制度が始まり、段差の解消や手すりの設置といった住宅改修は、在宅介護サービスのひとつに位置づけられました。要介護者の支援を行う上で、自宅の日常生活環境はきわめて重要な基盤であり、住宅改修サービスは広く利用されるようになってきています。しかし、実際のサービス提供においては介護保険の施行直後から必ずしも利用者の障害者の状況や生活動作に合った改修が行われていない実態があることが全国レベルの調査では指摘されてきました。そのような状況に対応して、住宅改修理由書の作成に加え、平成 18 年 4 月からは住宅改修費の支給の申請において、事前申請制度が導入されています。

また、宮城県東部保健福祉事務所では、障害者や高齢者の住み慣れた地域社会での生活を支援されている方のサポートを目的に、リハビリテーションに関する相談に対応しています。住宅改修の施工状況を見ると、事前申請制度が開始された平成 18 年度に対応した相談においても、住宅改修の必要性に疑問がある例や施工されているものが必ずしも有効に活用されていない事例が見受けられました。

そこで、当所では管内の介護保険を利用した住宅改修の現状と課題の把握を行い、支援に携わる方が住宅改修に取り組みしやすい体制づくりを行うことで、利用者への適切な住宅改修サービスが提供されることを目指して事業に取り組んでまいりました。

事業実施においては、検討会および分科会を設け、管内の市町、医療福祉、建築関係者の皆様にご協力をいただきました。本書では、本事業で行われた各種調査結果を掲載するとともに、調査分析報告、事業の取り組み状況をまとめております。

最後になりましたが、本事業の実施にあたり、多大なるご尽力を賜りました検討会委員の方々、各種調査にご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 22 年 4 月

宮城県東部保健福祉事務所長 氏家 栄市

目 次

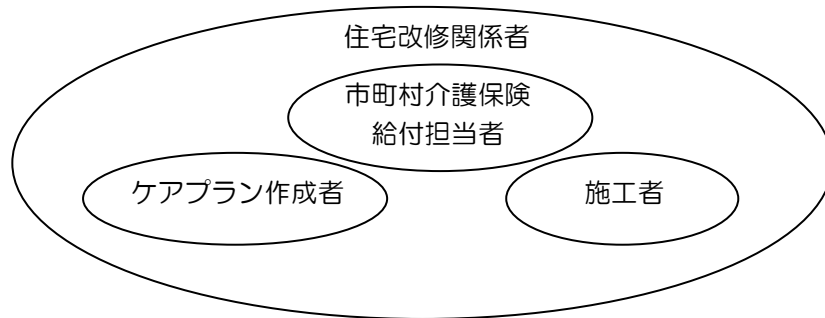
	頁
1 事業の概要	3
2 石巻圏域の介護保険を利用した住宅改修の現状（平成20年度事業）	5
(1) - 1 介護保険住宅改修費の給付状況調査の結果	5
(1) - 2 「住宅改修が必要な理由書」記載内容調査の結果	7
(2) 訪問調査・事例検討の結果	9
(3) 住宅改修支援に関するケアプラン作成者への意識調査の結果	17
(4) 現状と課題（平成20年度事業のまとめ）	21
3 課題解決の取組（平成21年度事業）	22
(1) 目 標	22
(2) 計 画	22
(3) 結 果	23
① 石巻圏域の住宅改修における基盤整備	23
② 関係者への資質向上支援策の実施	30
(4) 平成21年度事業のまとめ	38
4 今後の課題と必要な取組（平成22年度以降）	39
(1) 今後の課題	39
(2) 必要な取組	39
5 まとめ	41
6 委員等名簿	42
7 終わりに	44

< 別 冊 >

○ 介護保険住宅改修の手引き（平成21年度版）

用語の定義

- 本人 …………… 介護保険の被保険者で、住宅改修を必要とする当事者をいう。
ケアプラン作成者 …… 居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び地域包括支援センターの職員等ケアプランを作成する者をいう。
施工者 …………… 住宅改修工事を行う者をいう。
住宅改修関係者 …… ケアプラン作成者、施工者、市町村介護保険給付担当者をいう。



- 理由書 …………… 住宅改修費支給申請時に提出する標準様式「住宅改修が必要な理由書」をいう。
身体状況に応じた改修 本人の疾患と身体機能に適し、本人が持っている能力を十分に発揮できる改修をいう。

1 事業の概要

石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業実施要領

1 目的

高齢者や障害のある人が住みなれた地域でいきいきと生活を送るために必要な方策の一つに、身体状況に応じた住環境整備がある。介護保険制度を利用した住環境整備には住宅改修と福祉用具貸与及び購入があるが、これまで石巻圏域では、福祉用具の貸与及び購入利用した事例のケアプランを評価する等の対策を実施してきた。しかし、住宅改修に関しては、これまで取り組みはなされておらず、手すりの取り付けや段差解消などの方法に疑問を感じる事例が少なくない。

そこで、介護保険制度を利用した住宅改修の実態及び問題等を明らかにし、その問題解決に向けて関係者の資質向上等を図ることにより、高齢者や障害のある人に対して、より身体状況に応じた住宅改修が可能となり、ひいては高齢者や障害のある人及びその介護者の生活の質が向上することを目的として実施する。

2 実施主体

宮城県東部保健福祉事務所

3 対象市町

石巻市，東松島市，女川町

4 実施期間

平成20年度から平成21年度まで

5 事業内容

(1) 圏域体制整備を推進するための会議

会議を開催し、事業進捗状況や推進に関する検討を行う。

対象：住宅改修関係者

期間：随時（第1回目平成20年7月中旬）

方法：担当者を招集し、会議を開催する。

(2) 住宅改修の実態把握

1) 住宅改修介護給付状況調査

介護保険を利用した住宅改修の状況を把握し、2) 訪問調査の対象を抽出するための基礎資料を得る。

対象：保険者（市町）

項目：介護給付（住宅改修）件数，改修目的と内容等

期間：平成20年6月下旬から7月上旬まで

方法：調査用紙を直接配布し、自記式回答後、郵送で回収する

2) 訪問調査

介護保険制度を利用した住宅改修の実態を把握する。

対象：① 平成19年度中に介護保険を利用して住宅改修した者のうち、介護度，身体状況及び改修内容等において一定の条件を満たす者

② ①の担当介護支援専門員

項目：対象①に対して：身体機能，改修内容，改修前後の活動性の変化等

対象②に対して：改修前後のアセスメント及びケアプラン，改修時連絡調整過程等

期間：対象抽出 平成20年7月下旬

訪問調査 平成20年8月から同年11月まで
方 法：調査員による訪問
調査員：市町介護保険給付担当者，建築士，理学療法士，作業療法士，保健師等

3) 意識調査

介護保険制度を利用した住宅改修における介護支援専門員の支援状況及び意識等を明らかにする。

対 象：石巻圏域の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員

項 目：住宅改修における支援状況，改修に関して困難に感じていること等

期 間：平成20年9月から同年10月まで

方 法：調査用紙の郵送配付回収法による自記式回答

(3) 事例検討

訪問調査を行った事例について，身体状況に応じた改修がなされていたか等を評価する。

対 象：訪問調査を行った事例

項 目：身体状況と改修内容の関連，改修の効果等

期 間：平成20年8月から同年11月まで

方 法：検討員による検討

(4) 住宅改修関係者への支援内容の検討

(1) 住宅改修の実態把握及び(2) 事例検討の結果から課題等を整理し，住宅改修関係者に対して必要な支援を検討する。

※ 検討は東部保健福祉事務所「地域リハビリテーション検討会」で行う。

(5) 支援の実践及び評価

平成20年度末から平成21年度中に実施する。

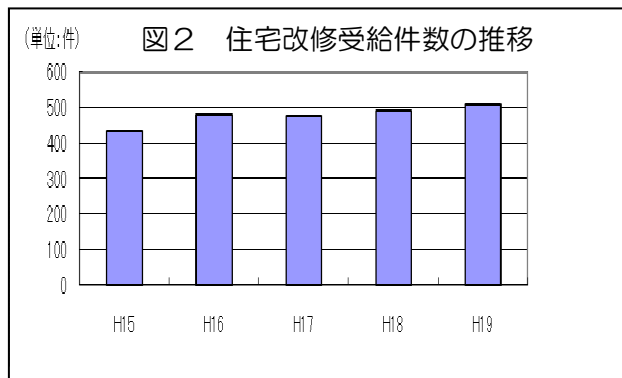
2 石巻圏域の介護保険を利用した住宅改修の現状と課題（平成20年度事業）

(1) - 1 介護保険住宅改修費の給付状況調査の結果

石巻圏域の介護保険住宅改修費給付状況調査の概要

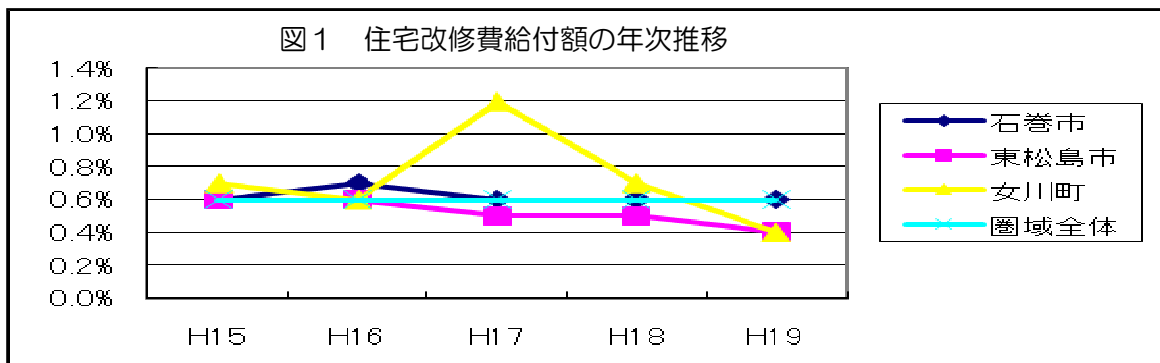
- ・ 目的 介護保険を利用した住宅改修の概要把握
訪問調査の対象を抽出するための基礎資料を得ること
- ・ 対象 石巻市，東松島市，女川町
- ・ 調査内容 平成15年度から平成19年度までの介護保険給付状況
 - ① 人口推移
 - ② 高齢化率，要支援及び要介護認定者数
 - ③ 居宅介護サービス受給者数（年度累計）
 - ④ 保険給付額
 - ⑤ 住宅改修受給件数
 - ⑥ 住宅改修費の保険給付額
 - ⑦ 平成19年度住宅改修費給付のうち「住宅改修が必要な理由書」285件の記載内容（調査内容は p.7 参照）
- ・ 調査期間 平成20年6月から同年7月まで
- ・ 調査方法 上記①～⑥：市町に自記式質問紙を配付・回収した。
 // ⑦：当所職員が理由書を閲覧し，調査用紙に記入した。

- 石巻圏域における住宅改修受給件数（厚生労働省「介護保険事業状況報告」）は，年々増加し，平成19年度が508件である。これは，平成15年度の453件と比較すると1.2倍になっている（図2）。

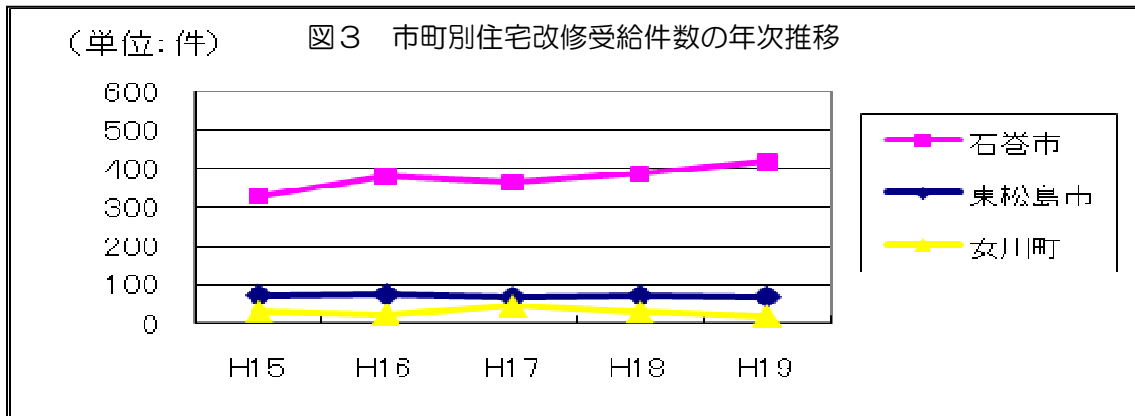


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」

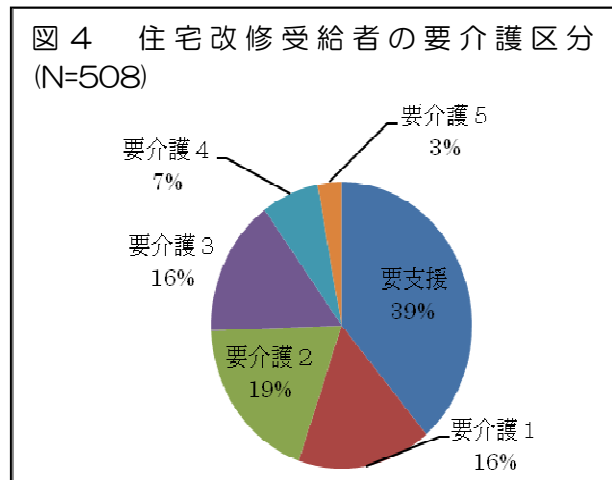
- 石巻圏域全体では，平成15年から平成19年までに，住宅改修費給付額が全介護保険給付額に占める割合は，毎年0.6%で推移している（図1）。



- 市町別住宅改修受給件数の年次推移は，東松島市及び女川町が横ばいであるのに対して，石巻市は年々増加している（図3）。



- 住宅改修費受給者の要介護状態区分は、平成19年度は「要支援」が39%で最も多く、次いで「要介護2」が19%だった。また、「要支援」から「要介護3」までが全体の90%を占めている(図4)。



< 石巻圏域の介護保険住宅改修費給付状況のまとめ >

(平成15年度～19年度)

- 住宅改修費の給付件数は年々増加しており、平成19年度では508件である。
- 住宅改修給付額の介護保険給付額に占める割合は、毎年0.6%で推移している。
- 市町村別では、石巻市が年々増加している。
- 住宅改修費受給者の要介護状態区分は「要支援」が39%で最も多く、次いで「要介護2」が19%だった。また、「要支援」から「要介護3」までが全体の90%を占めていた(平成19年度)。

(1) - 2 「住宅改修が必要な理由書」記載内容調査の結果

石巻圏域で平成19年度に住宅改修費を給付した512件のうち、285件の理由書から次の記載内容を調査した。

＜ 調 査 内 容 ＞

受給者の年齢，要介護状態区分，住宅改修が必要になった原因疾患，改善しようとしている活動及び動作，改修目的及び期待効果，改修項目

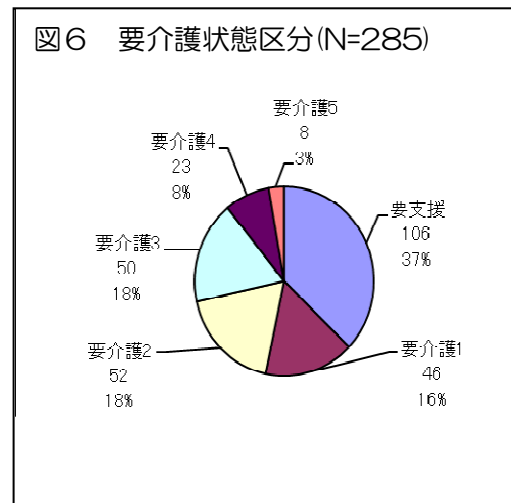
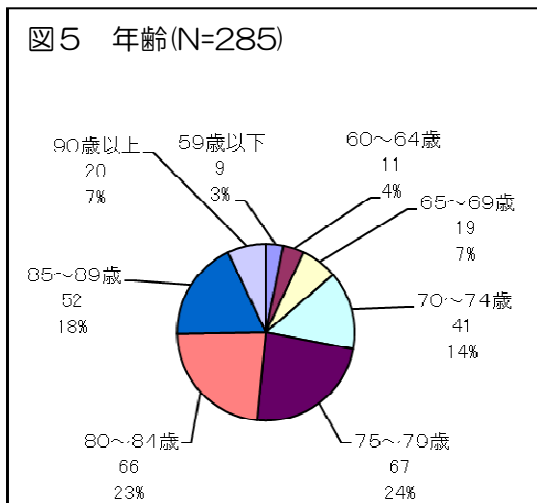
「住宅改修が必要な理由書」記載内容調査の実施件数

	住宅改修給付件数	調査実施件数	調査実施割合
石巻市	419件	192件※1	38%
東松島市	71件	71件	100%
女川町	22件	22件	100%
計	512件※2	285件	(平均) 56%

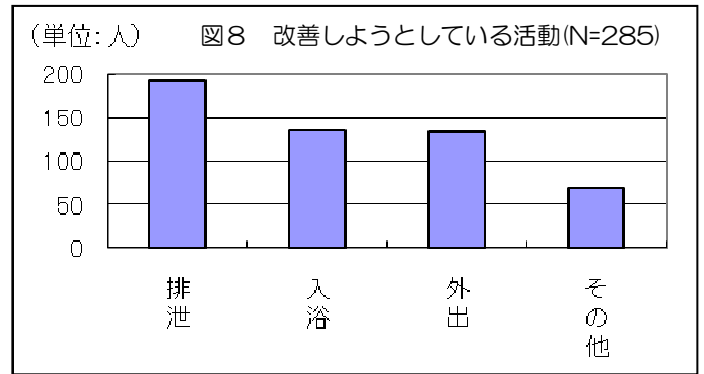
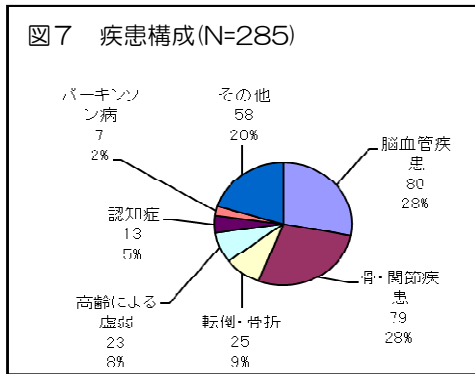
※1 石巻市の調査実施件数は、平成19年10月からH20年3月までの給付分。

※2 厚生労働省「介護保険事業状況報告」住宅改修受給の件数508件(P.5)とは、調査期間が異なるため、件数が異なる。

- 年齢は「75～79歳」が67人(23%)で最も多く、次いで「80～84歳」が66人(23%)だった。また、75歳以上が全体の72%を占めていた(図5)。
- 要介護状態区分は「要支援」が106人(37%)で最も多く、次いで「要介護2」が52人(18%)だった。また、「要支援」から「要介護3」までが全体の90%を占めていた(図6)。



- 住宅改修が必要になった原因疾患は「脳血管疾患」80人(28%)と最も多く、次いで「骨・関節疾患」が79人(28%)だった(図7)。
- 改善しようとしている活動は「排泄」が192人(67%)で最も多く、次いで「入浴」が137人(47%)、「外出」が134人(47%)だった(図8)。



○

改善しようとしている活動「排泄」「入浴」「外出」の中で、具体的に改善しようとしている生活動作の上位を占めているのは「便器からの立ち上がり」「浴室出入口の出入り」だった(表1)。

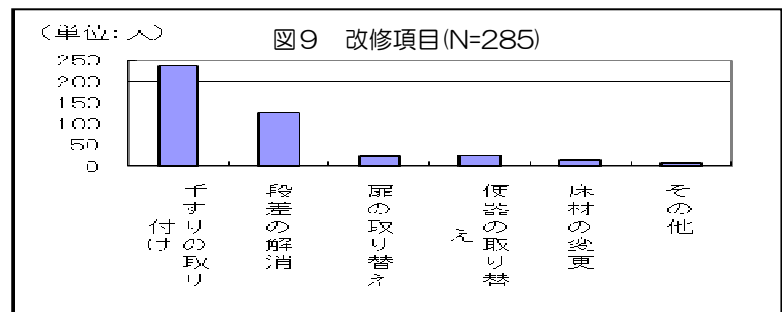
表1 改善しようとしている生活動作の上位を占めるもの

活動	改善しようとしている生活動作の上位を占めるもの			
排泄	便器からの立ち上がり	トイレまでの移動	トイレ出入口の出入り	
入浴	浴室出入口の出入り	浴室までの移動	浴槽の出入り	浴室内部での移動
外出	上がり框の昇降	出入口までの屋内移動	出入口の出入り	

○ 改修目的・期待効果は「排泄」「入浴」「外出」ともに共通して次の順だった。

1位 転倒の防止・安全の確保	4位 介護負担の軽減
2位 動作の容易性の確保	5位 できなかったことをできるようにする
3位 利用者の精神的負担や不安の軽減	

○ 改修項目は「手すりの取り付け」が235人(83%)で最も多く、次いで「段差の解消」が127人(45%)だった(図9)。



< 住宅改修が必要な理

由書」記載内容調査結果のまとめ > (平成19年度)

- 年齢は「75～79歳」と「80～84歳」がそれぞれ全体の23%で最も多かった。
- 要介護状態区分は「要支援」が全体の37%で最も多く、次いで「要介護2」が18%だった。これは、介護給付状況調査の要介護状態区分の結果と類似している。
- 住宅改修が必要になった原因疾患は「脳血管疾患」と「骨・関節疾患」がそれぞれ全体の28%で最も多かった。
- 改善しようとしている活動は「排泄」が全体の67%で最も多く、次いで「入浴」と「外

出」がそれぞれ 47%だった（複数集計）。

- 改修目的・期待効果は「転倒の防止・安全の確保」が最も多かった（複数集計）。
- 改修項目は「手すりの取り付け」が全体の 83%で最も多く、次いで「段差の解消」が 45%だった（複数集計）。

（2）訪問調査・事例検討の結果

平成 19 年度に給付した「住宅改修が必要な理由書」の記載内容を調査した 285 件のうち、訪問調査・事例検討を実施した 11 件の結果より

訪問調査

- ・目的 介護保険制度を利用した住宅改修が身体状況に応じた改修になっているか把握すること
今後質の高い住宅改修を提供するための課題を検討する基礎資料を得ること
- ・対象者 平成 19 年度に住宅改修費を給付した者
- ・抽出条件 件数：調査が可能な事例数を 12 事例とし、市町別の件数は人口規模を考慮して決定した。
要件：給付額が限度額である 20 万円に近い事例から無作為抽出した。
- ・調査期間 平成 20 年 10 月～同年 12 月
- ・事例数 11 事例

	調査実施	調査予定
石巻市	6 事例	6 事例
東松島市	3 事例	3 事例
女川町	2 事例	3 事例
計	11 事例	12 事例

- ・調査内容及び方法
 - ① 本人の身体状況（書類確認，本人・家族への聞き取り）
 - ② 改修した場所とその使用状況（使用場面の観察）
 - ③ 住宅改修への担当ケアマネジャーの関わり等の状況（担当ケアマネジャーへの聞き取り）
 - ④ 改修後の本人・家族の満足度（本人・家族への聞き取り）

事例検討

- ・訪問調査終了後、訪問調査の結果及び理由書の記載内容から次について検討した。
 - ① 身体状況から見た改修の必要性の有無
 - ② 身体状況に応じた改修になっているか
 - ③ 改修に影響を及ぼす要因

※「事例」の数え方

訪問調査を実施した事例をいう。母数は11事例。

※「改修件数」の数え方

ある一つの生活動作を可能にするための改修内容群を、改修項目ごとに1件とした。

例)「便器からの立ち上がり」や「浴室の出入り口から入る」等、ある一つの生活動作に必要な手すりが複数本あった場合、その複数本の手すりをまとめて1件とした。

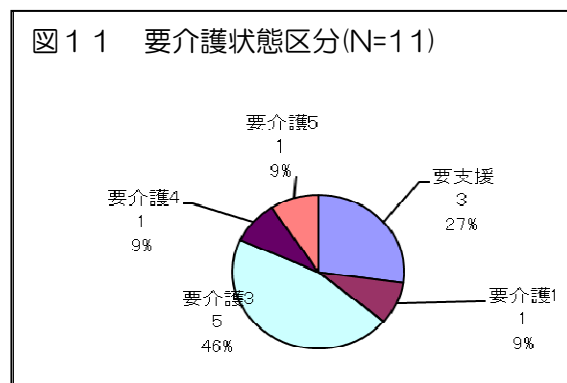
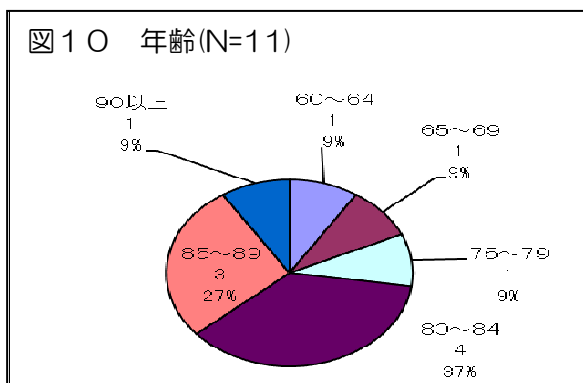
なお、改修内容群に「手すりの取り付け」と「段差の解消」がある場合は、それぞれ1件とした。

※「使用していない箇所あり」の意味

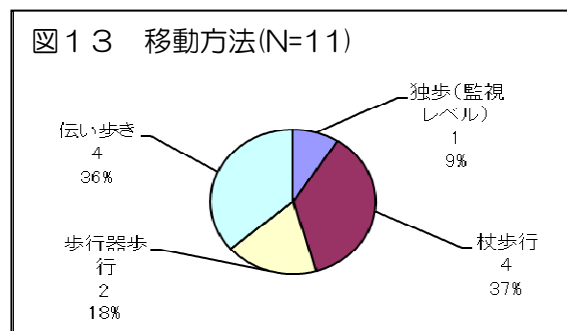
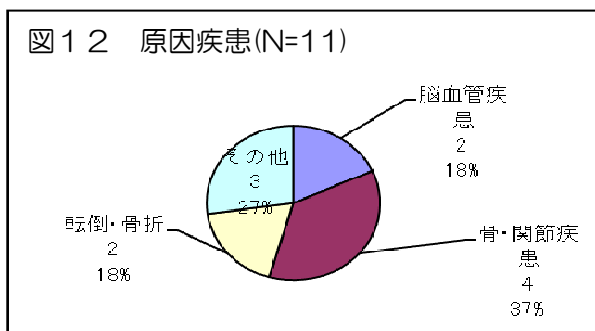
「改修件数」1件の中に、手すりを例にした場合、使用していない手すりと使用している手すりが混在している場合をいう。

< ① 本人の身体状況 > 訪問調査より（書類確認，本人・家族への聞き取り）

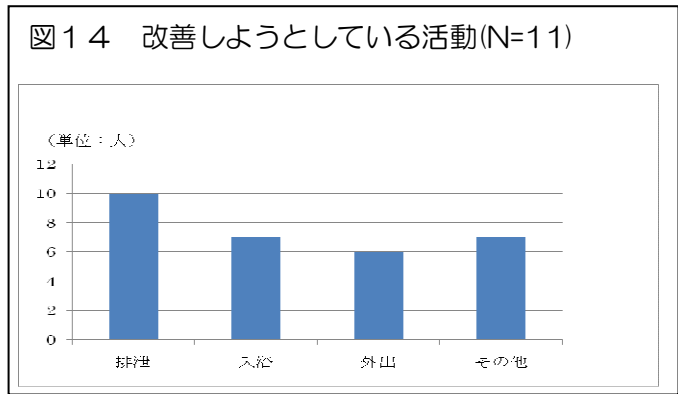
- 本人の年齢は「80～84歳」が4事例(36%)で最も多く、次いで「85～89歳」が3事例(27%)だった。また、75歳以上が全体の82%を占めていた(図10)。
- 本人の要介護状態区分は「要介護3」が5事例(46%)で最も多く、次いで「要支援」が3事例(27%)だった(図11)。



- 住宅改修が必要になった原因疾患は「骨・関節疾患」が4事例(36%)で最も多く、次いで「脳血管疾患」と「転倒・骨折」が2事例(18%)で同率だった(図12)。
- 本人の移動方法別身体状況は「杖歩行」と「伝い歩き」が4事例(36%)と同率で最も多く、次いで「歩行器歩行」が2事例(18%)だった(図13)。



- 改善しようとしている活動は「排泄」が 10 事例(91%)で最も多く、次いで「入浴」7 事例(63%)、「外出」6 事例(55%)の順だった(1 事例に複数の活動あり, 図 1 4)。



- 改善しようとしている活動「排泄」「入浴」「外出」の改善しようとしている生活動作の上位をしめるものは、下表のとおりだった(表 2)。

表 2 改善しようとしている生活動作の上位を占めるもの

活動	改善しようとしている生活動作の上位を占めるもの		
排泄	トイレまでの移動	便器からの立ち上がり	トイレ出入口の出入り
入浴	浴室までの移動	浴室出入口の出入り	浴槽の出入り
外出	上がり框の昇降	出入口までの屋内移動	出入口の出入り

- 改修目的・期待効果は「排泄」「入浴」「外出」ともに共通して次の順だった。

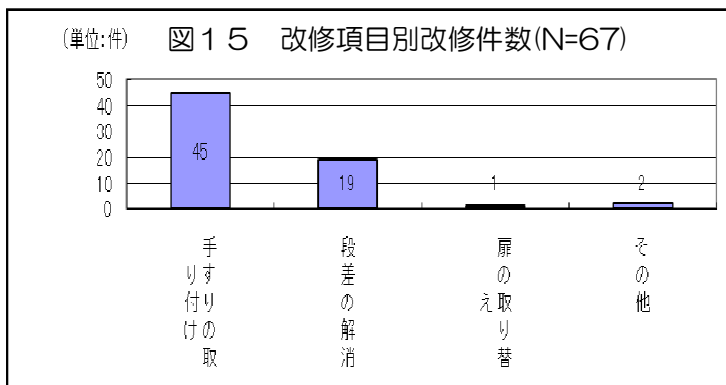
1位 転倒の防止・安全の確保	4位 できなかったことをできるようにする
2位 動作の容易性の確保	5位 介護負担の軽減
3位 利用者の精神的負担や不安の軽減	

訪問調査で確認した改修件数

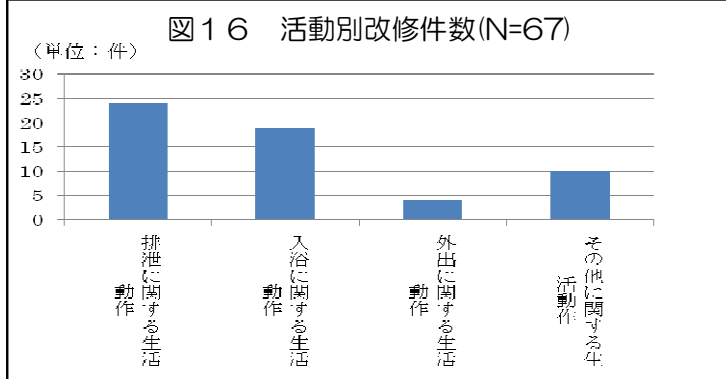
「住宅改修が必要な理由書」で把握した改修件数は 86 件(100%)だが、そのうち訪問調査で実際に改修状況を確認した改修件数は 67 件(78%)だった。

※ 改修件数 67 件について、以下に記載する。

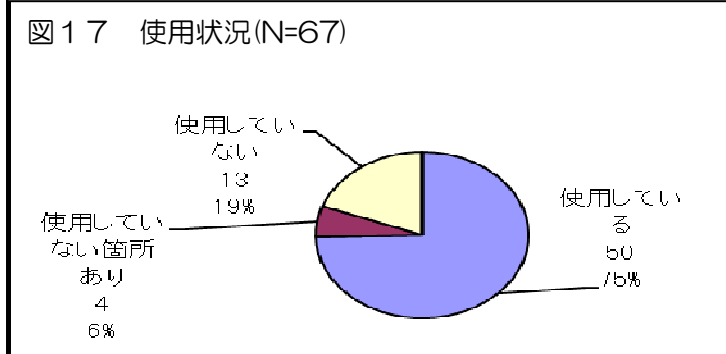
- 改修項目別では「手すりの取り付け」が圧倒的に多く 67 件中 45 件(67%)、次いで「段差の解消」19 件(28%)だった(図 15)。



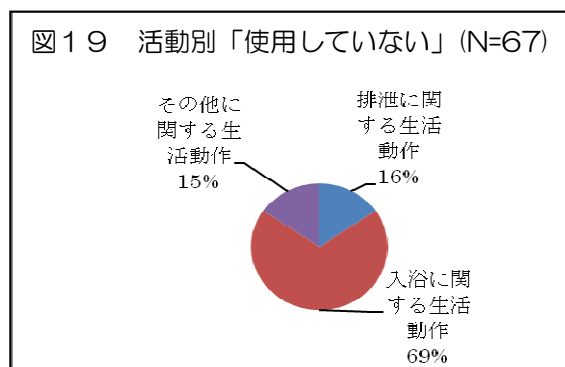
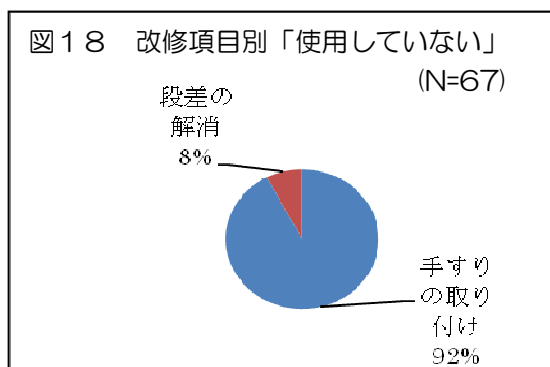
- 活動別では「排泄に関する生活動作」が 67 件中 24 件(36%)、次いで「入浴に関する生活動作」が 17 件(25%)だった(図 16)。



- 改修件数 67 件(100%)のうち、「使用している」は 50 件(75%)、「使用していない箇所あり」は 4 件(6%)、「使用していない」は 13 件(19%)だった(図 17)。



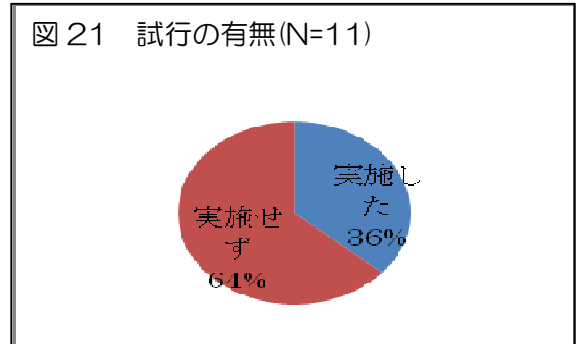
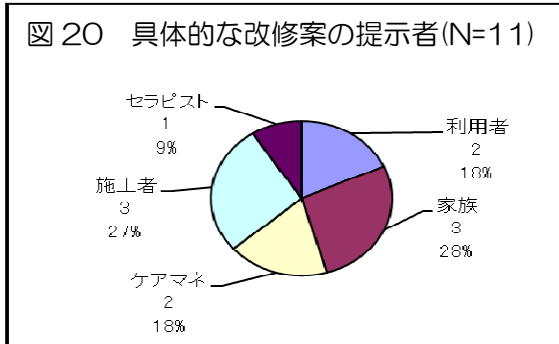
- 「使用していない」13 件(100%)のうち、改修項目別で多かったのが「手すりの取り付け」の 12 件(92%) (図 18)、活動別で多かったのが「入浴」の 9 件(69%)だった(図 19)。



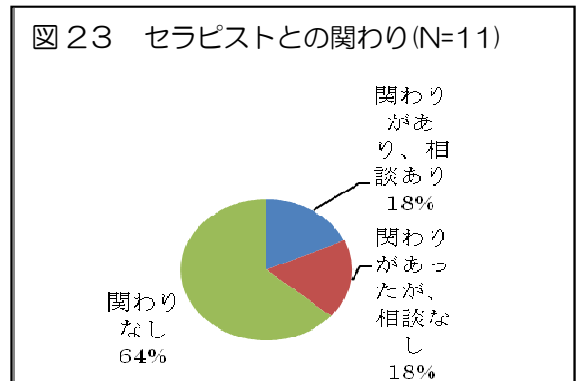
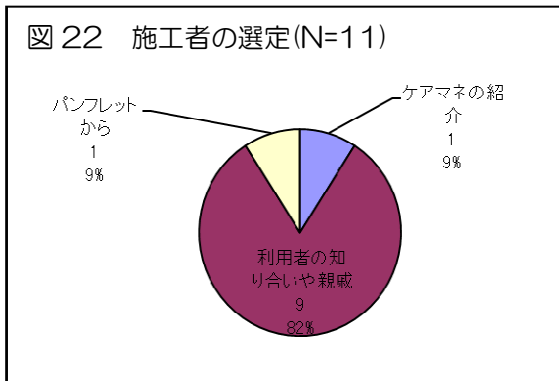
< ③ 住宅改修への担当ケアマネジャーの関わり等の状況 >

..... 訪問調査より（担当ケアマネジャーへの聞き取り）

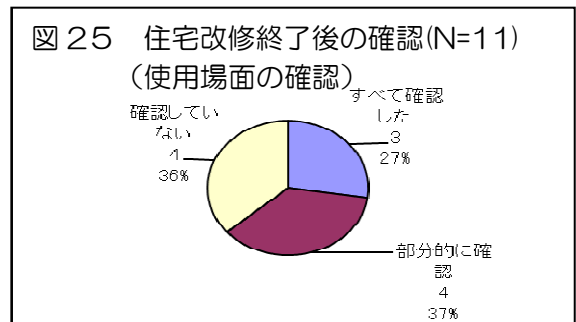
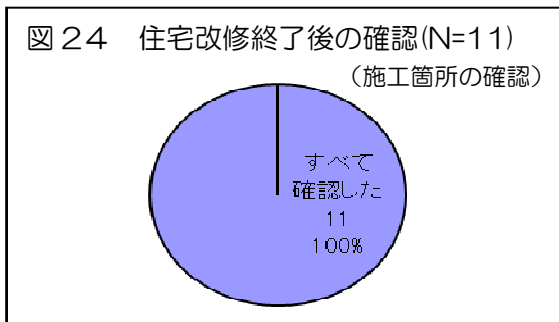
- 担当ケアマネジャーが、住宅改修の具体的な改修案（どこに何が必要か）を提示しているのは、2件（18%）（図20）、試行を「実施した」は、4件（36%）だった（図21）。



- 施工者の選定は、「利用者の知り合いや親戚」が9件（82%）（図22）、リハ専門職（理学療法士・作業療法士）との関わりは、「関わりなし」が7件（64%）だった（図23）。

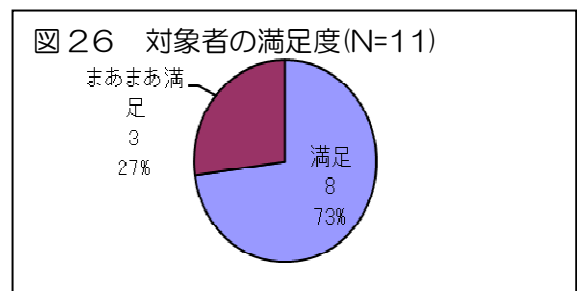


- 担当ケアマネジャーが、施工箇所を「すべて確認した」は11件全件（100%）（図24）であるのに対し、使用場面（利用者が実際に使用している場面）の確認は、すべて確認した」が3件（27%）に止まっている（図25）。



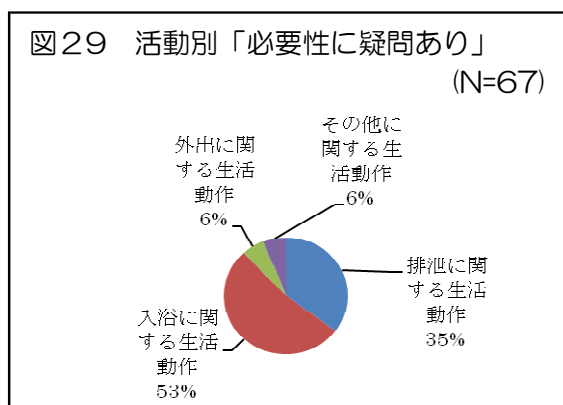
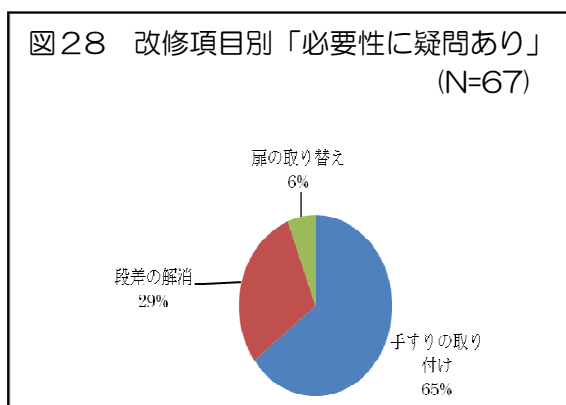
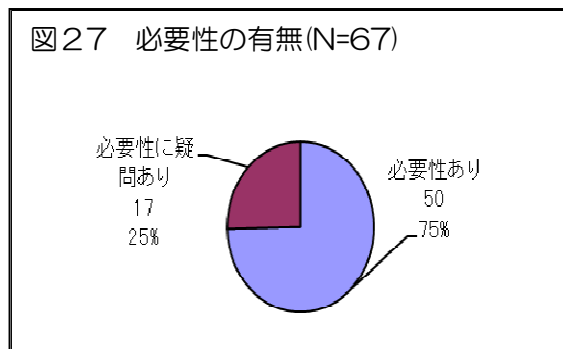
< ④ 改修後の本人・家族の満足度 > 訪問調査より（本人・家族への聞き取り）

- 本人・家族は、全員「満足」または「まあまあ満足」だった（図26）。



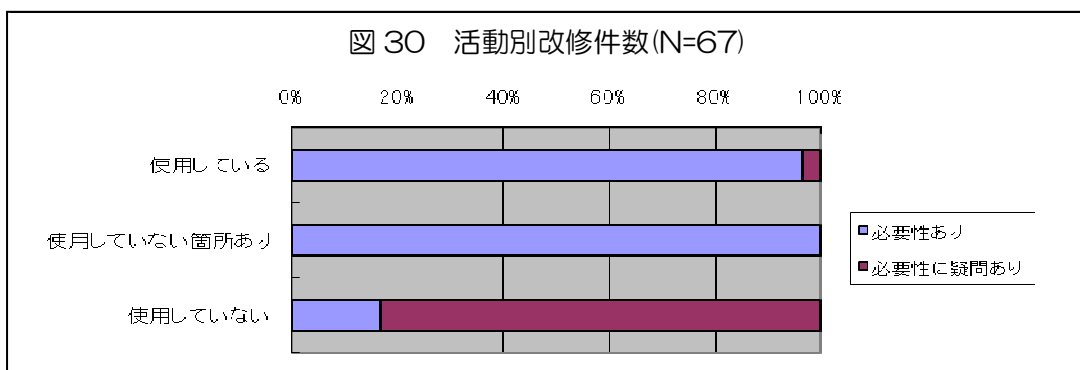
< 1 身体状況から見た改修の必要性 > 事例検討より

- 改修件数 67 件(100%)のうち、「必要性あり」は50件(75%),「必要性に疑問あり」は4件(6%),「使用していない」は13件(19%)だった(図27)。
- 「必要性に疑問あり」17件(100%)のうち、改修項目別で多かったのが「手すりの取り付け」の11件(65%) (図28), 活動別で多かったのが「入浴」の9件(53%)だった(図29)。



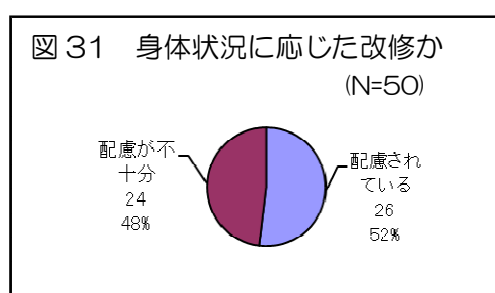
使用状況と必要性の関係 訪問調査及び事例検討より

- 改修箇所 67 件(100%)における使用状況と必要性の関係は、「使用している」(50件),「使用していない箇所あり」(4件),「使用していない」(13件)の中で,「必要性あり」と判断した改修件数は,それぞれ44件(88%),4件(100%),2件(15%)だった(図30)。

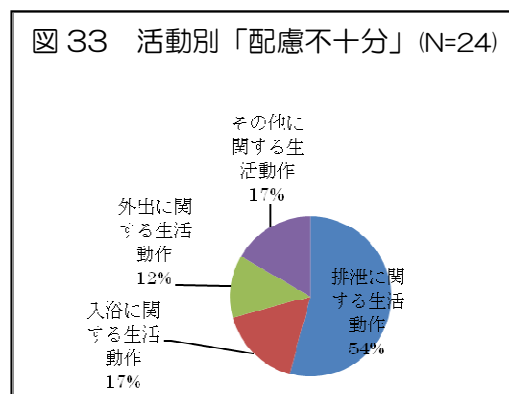
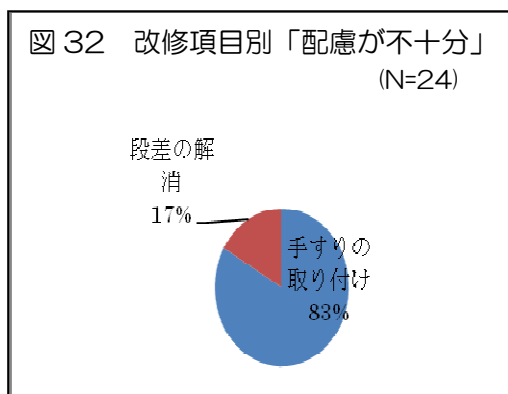


< 2 身体状況に応じた改修になっているか > 事例検討より

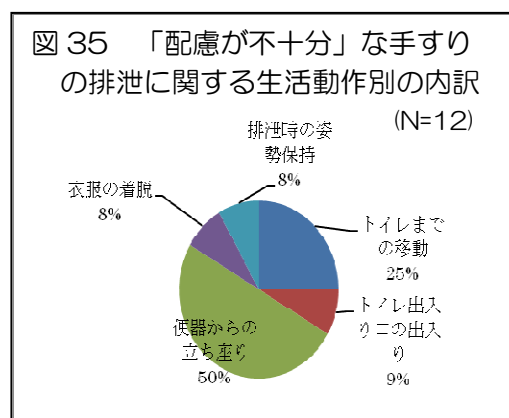
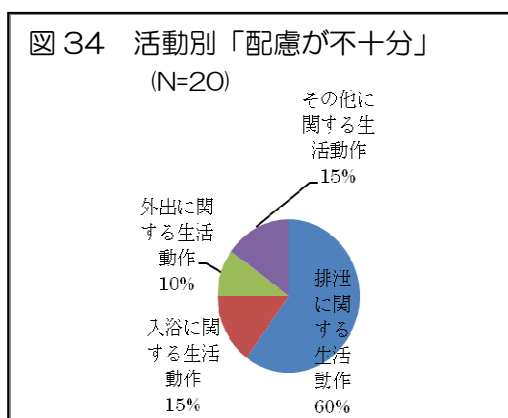
- 「必要性あり」と判断した50件(100%)の改修箇所が,身体状況に応じた改修になっているかについて判断した結果は,「配慮されている(身体状況に応じて)」が26件(52%),「配慮が不十分」が24件(48%)だった(図31)。



- 「配慮が不十分」24件(100%)のうち、改修項目別で多かったのは「手すりの取り付け」の19件(83%) (図32)、活動別で多かったのは「排泄に関する生活動作」の13件(54%)だった (図33)。



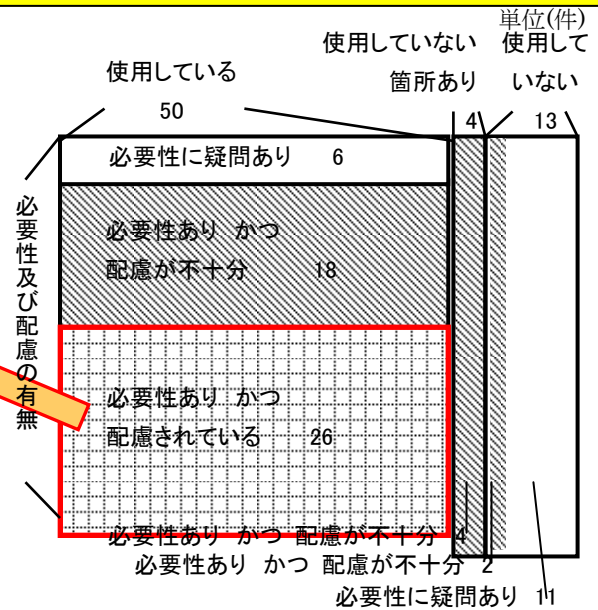
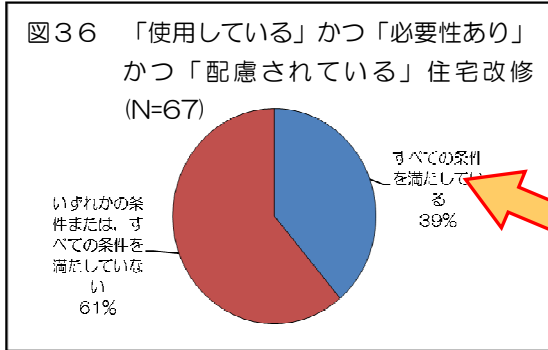
- 「配慮が不十分」な「手すりの取り付け」20件(100%)のうち、活動別で多かったのは「排泄に関する生活動作」の12件(60%) (図34)だった。その12件のうち、生活動作別で「配慮が不十分」が多かったのは「便器からの立ち座り」の6件(50%) (図35)だった。



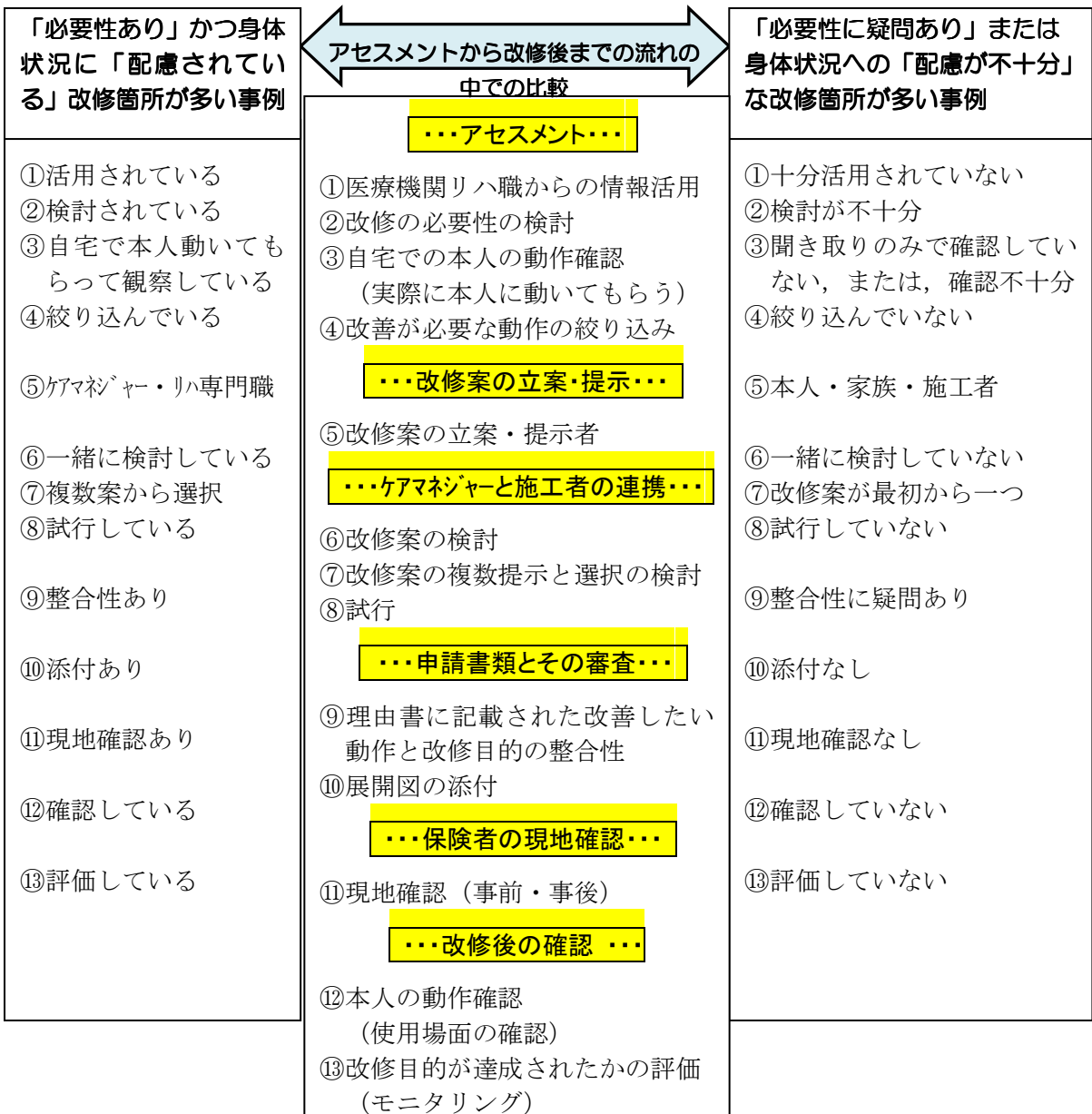
- 上記の「便器からの立ち座り」のための「手すりの取り付け」で「配慮が不十分」な理由は、取り付け位置(高さまたは身体からの距離)が適切でないこと、または、手すりの本数が不足していることだった。

訪問調査 11 事例のうち、「使用している」状態で、かつ、事例検討で改修の「必要性あり」、かつ、身体状況に「配慮されている」と判断した改修箇所は、67 件(100%)中 26 件(39%)だった(図 36)。

※「必要性あり」と判断した改修箇所のみ
「配慮されている」か否かを判断している。



< ③ 改修に影響を及ぼす要因 > ……事例検討より



＜ その他、検討員からの意見 ＞

- ケアマネジャーは、施工者に対して、介護保険制度や住宅改修費支給制度について理解してほしいと感じている。
- 施工者は、ケアプラン作成者に対して、改修案をゆだねられてしまって困る場合が少なくないと感じている。

＜ 訪問調査・事例検討のまとめ ＞

■ 訪問調査から・・・改修箇所の現状

- 改修項目別では「手すりの取り付け」が全体の67%（45/67件）と最も多く、次いで「段差解消」が28%（19/67件）だった。
- 活動別では「排泄に関する生活動作」が全体の36%（24/67件）と最も多く、次いで「入浴に関する生活動作」が25%（17/67件）だった。

■ 訪問調査・事例検討から・・・改修箇所の使用状況、改修の必要性及び身体状況への配慮の状況

- 改修箇所を「使用している」状況で、かつ、改修の「必要性あり」と判断し、かつ、身体状況に合うように「配慮されている」と判断した箇所は全体の39%だった。
 - 「使用している」 …… 75%（50/67件）
 - 「必要性あり」 …… 75%（50/67件）
 - 「配慮されている」 …… 52%（26/50件） ← 「必要性あり」の箇所のみ判断対象
 - 「使用している」かつ「必要性あり」かつ「配慮されている」… 39%（26/67件）
- 「配慮が不十分」と判断した改修（24件）のうち、項目別では「手すりの取り付け」が83%（19/24件）、活動別では「排泄に関する生活動作」が54%（13/24件）と最も多かった。
- 「排泄に関する生活動作」の改善のための「手すりの取り付け」（12件）で、「配慮が不十分」という判断が最も多かったのは、「便器からの立ち座り」（50%、6/12件）で、その内訳は、手すりの高さ、または、身体からの距離が適切でないこと及び本数が不足していることだった。

■ 訪問調査から・・・関係者及び本人・家族の現状

- リハ専門職（理学療法士・作業療法士）と関わりがない事例が、全体の64%（7/11事例）だった。
- 施工者は、「本人の知り合いや親戚」が全体の82%（9/11事例）と最も多かった。
- 具体的な改修案の提示者は、「本人（利用者）」「家族」「施工者」を合わせると全体の73%（8/11事例）であり、「担当ケアマネジャー」が18%（2/11事例）だった。
- 本人・家族は、全員が改修結果に「満足」または「まあまあ満足」と回答しており、「必要性に疑問あり」、または、身体状況への「配慮が不十分」と判断した改修でも満足していた。

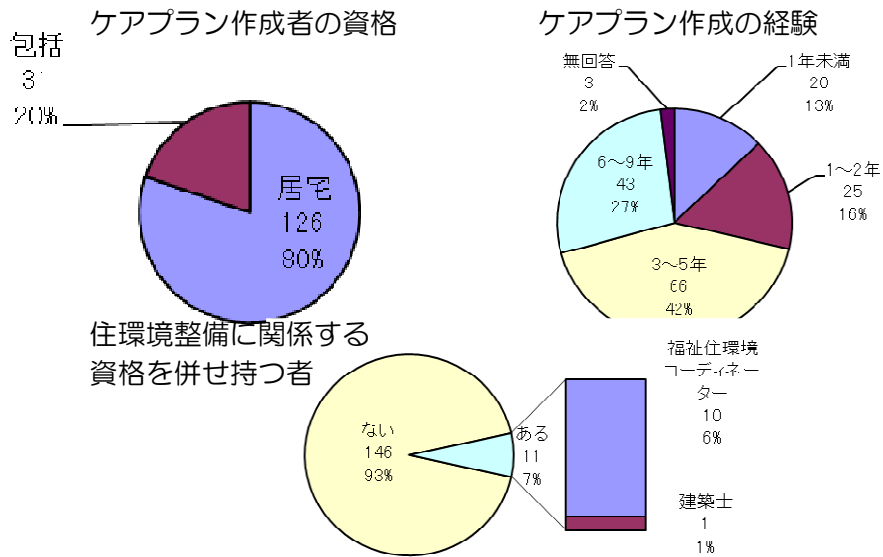
■ 事例検討から

- 「必要性あり」かつ「配慮されている」改修箇所が多い事例は、「必要性に疑問あり」または「配慮が不十分」と判断した改修箇所が多い事例に比べ、担当ケアマネジャーと施工者による改修案の検討、本人への試行、本人の改修前後の動作確認、保険者の確認訪問等が十分に行われているものと考えられる。
- 「本人の知り合いや親戚」に施工を依頼する場合は最も多く、「本人（利用者）」「家族」「施工者」が具体的な改修案を提示する状況の下で、担当ケアマネジャーはアセスメントが十分できないまま、改修の過程が進んでしまう状況にあるのではないかと考えられる。

(3) 住宅改修支援に関するケアプラン作成者への意識調査の結果

住宅改修支援に関する意識調査の概要

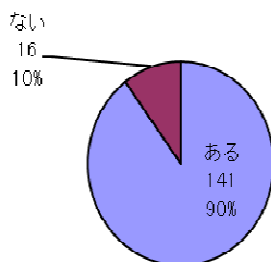
- ・ 目的 ケアプラン作成者の住宅改修支援に関する意識及び悩みの把握
- ・ 対象者 石巻市，東松島市及び女川町の居宅介護支援事業所，地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに勤務するケアプラン作成者
- ・ 調査内容 住宅改修支援の経験
住宅改修支援で困ったこと
支援しやすくなるために必要なこと 等
- ・ 調査時期 平成21年2月
- ・ 調査方法 郵送による自記式質問紙の配付及び回収
- ・ 回収率 83.1% (157人/189人)
- ・ 回答者の特性



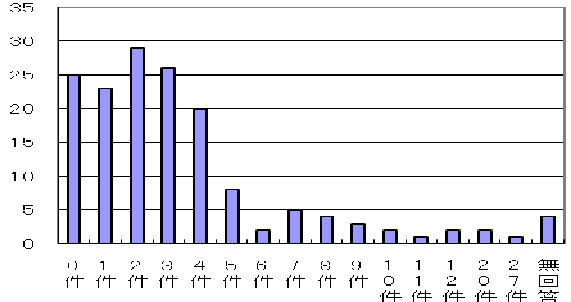
< 住宅改修支援の経験 >

- 住宅改修支援の経験が「ある」と回答した人は，全体の90% (141人) だった (図37)。
- 平成20年4月から平成21年1月までの10か月間におけるケアプラン作成者1人当たりの平均住宅改修支援件数は3.2件だった (図38)。

図37 住宅改修支援の経験の有無(N=157)

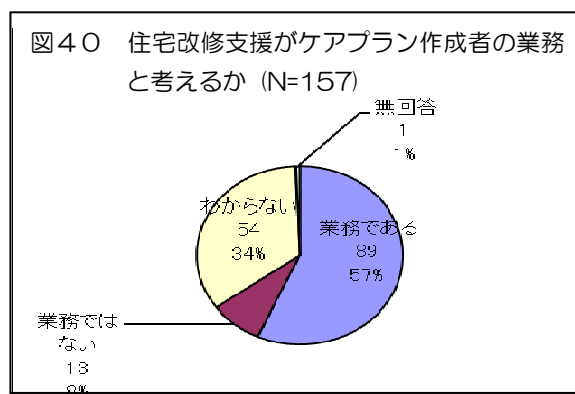
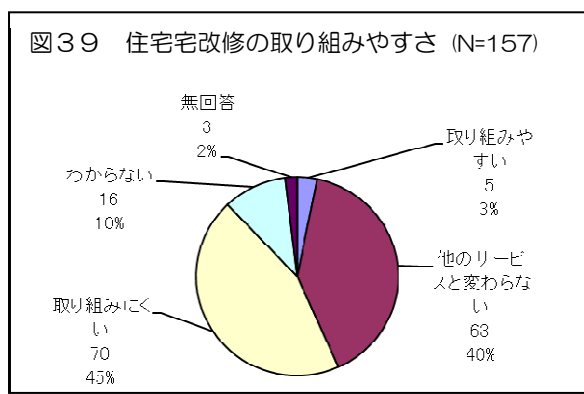


(単位:人) 図38 住宅改修の支援人数(N=157)



住宅改修支援に対する考え（取り組みやすさ、業務に対する意識等）＞

- 他の介護保険サービスと比較した場合の住宅改修への取り組みやすさは、「取り組みにくい」が全体の45%（70人）、「他のサービスと変わらない」が40%（63人）だった（図39）。
- 住宅改修支援がケアプラン作成者の業務と考えるかどうかについては、「業務である」が全体の57%（89人）、「業務ではない」が8%（13人）、「わからない」が34%（54人）だった（図40）。



- 「ケアプラン作成者の業務であるか」と「住宅改修の取り組みやすさ」との関係では、「業務である」と回答した人（89人）と「業務ではない」と回答した人（13人）の中で「取り組みにくい」と感じている方は、それぞれ38%（34人）と85%（11人）であり、「業務ではない」と考える人の方が「業務である」と考える人に比べて「取り組みにくい」と感じている人の割合が高かった（表3）。

表3 「ケアプラン作成者の業務であるか」と「住宅改修の取り組みやすさ」との関係

取り組みやすさ	業務ではない		業務である		わからない		無回答	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
取り組みやすい	0	0.0%	2	2.2%	3	5.6%	0	0.0%
他のサービスと変わらない	1	7.7%	48	53.9%	14	25.9%	0	0.0%
取り組みにくい	11	84.6%	34	38.2%	25	46.3%	0	0.0%
わからない	1	7.7%	4	4.5%	11	20.4%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	1.1%	1	1.9%	1	100.0%
計	13	100.0%	89	100.0%	54	100.0%	1	100.0%

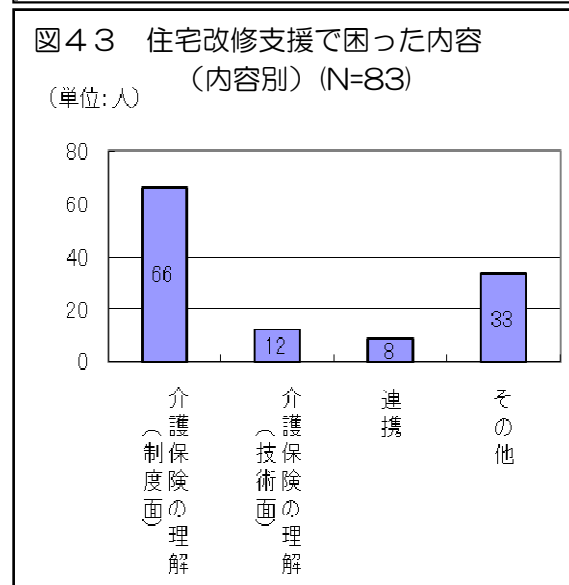
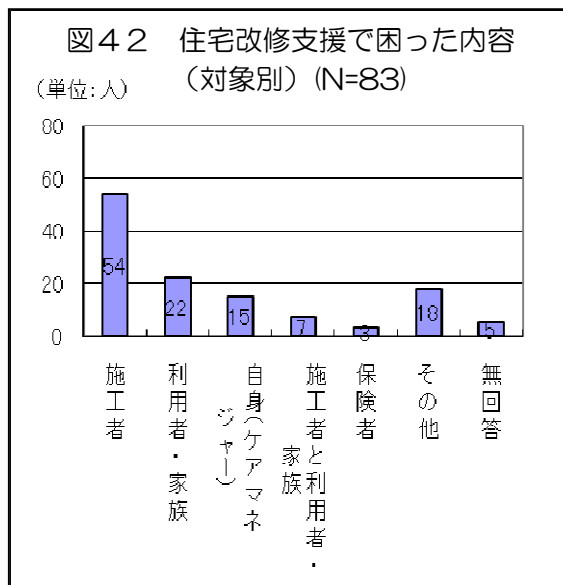
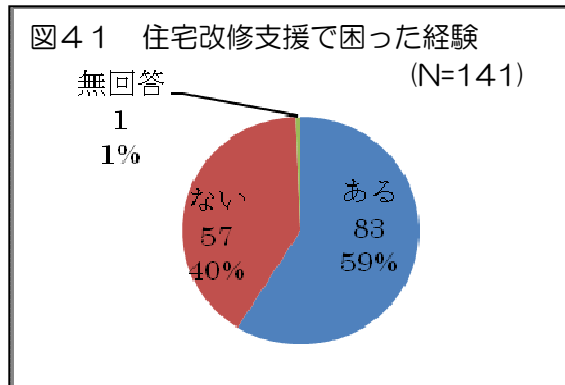
- 「業務ではない」と回答した人（13人）にその理由を聞いたところ、「専門知識がないためわからない」が54%（7人）と最も多かった（表4）。

表4 「業務ではない」と考える理由（複数回答） (N=13)

項目	人数 (人)
専門知識がないため、わからない	7
居宅費への反映(加算)がない	4
手間がかかる	4
知識を持った人がすべき	1
制度内で住宅改修を行う事に疑問がある	2
行政と連携がとりにくい	1
計	19

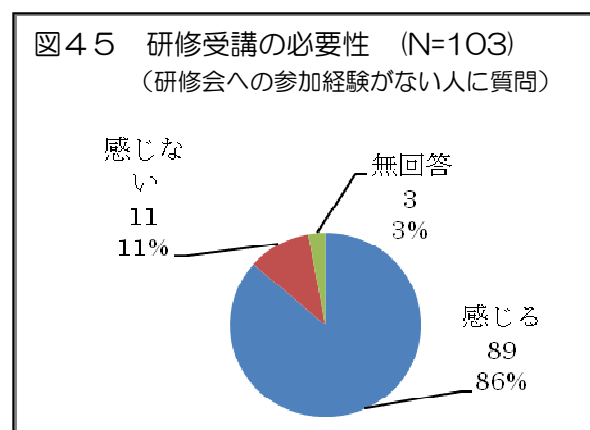
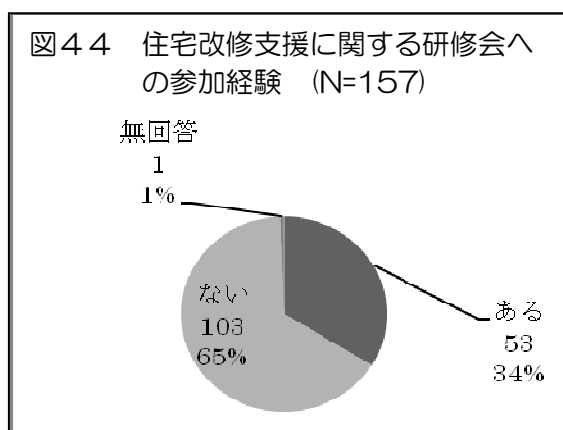
< 住宅改修支援で困った経験 >

- 住宅改修支援の経験が「ある」と回答した 141 人（100%）のうち、困ったことが「ある」人が全体の59%（83人）だった（図41）。
- 困った経験が「ある」と回答した者（83人）に、その理由（内容）を聞いたところ、困った対象別（相手方）では「施工者」が44%（図42）、内容別では「介護保険（制度面）の理解」が53%と最も多かった（図43）。
- 困った経験が「ある」と回答した人（83人）が、それを解決できたか否かについては、「解決できた」が82%（68人）だった。その解決できた人（68人）が、解決のために取った行動で最も多かったのは、「理解を得るまで説明（打ち合わせ）を行う」が59%（40人、複数回答）と最も多かった。



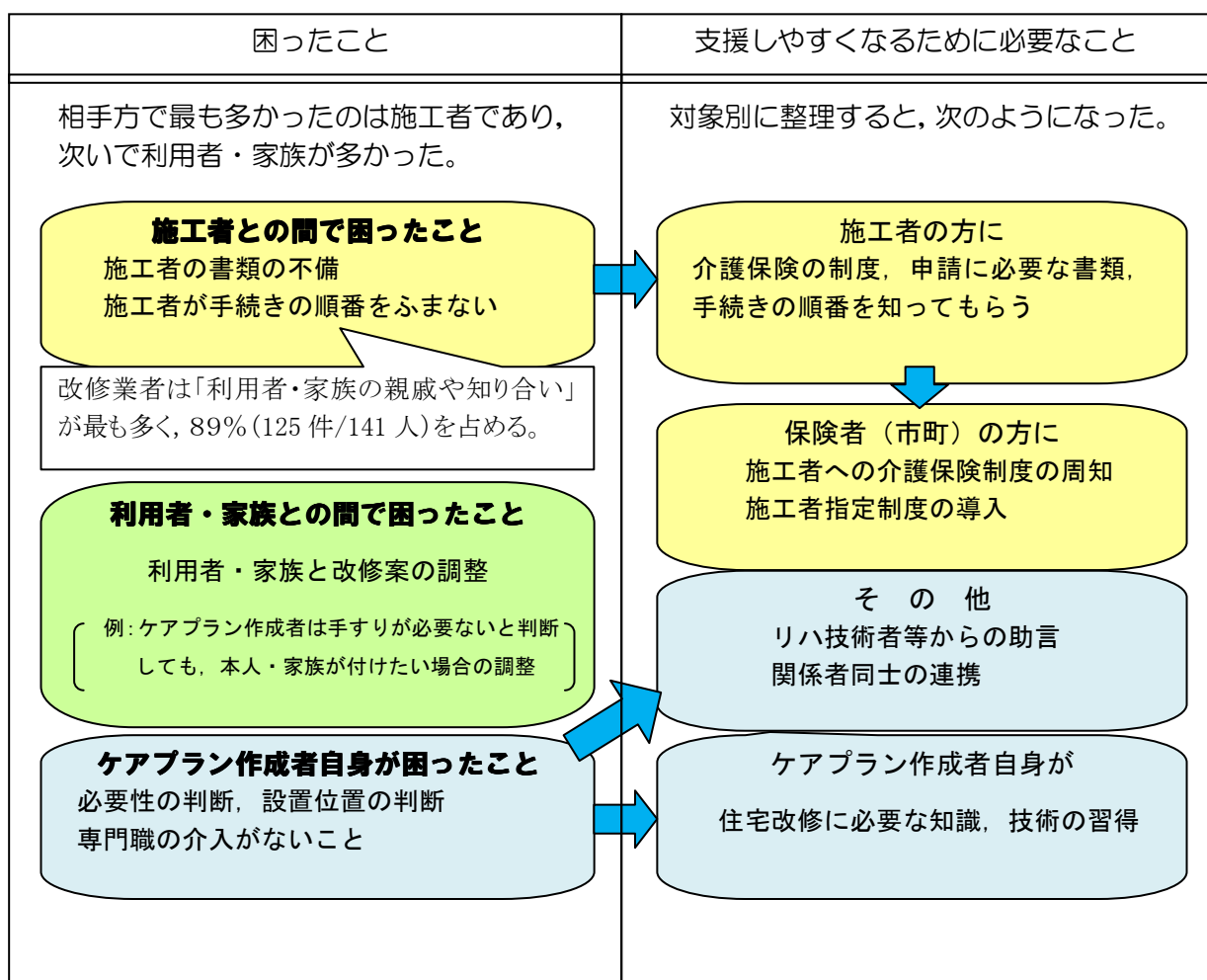
< 住宅改修支援の研修受講 >

- これまで住宅改修支援に関する研修会に参加したことが「ない」人が全体の 65%（103人）であり（図44）、その内、研修受講の必要性を「感じる」と回答した人は86%だった（図45）。



＜住宅改修支援で困ったこと・支援しやすくなるために必要なこと＞

自由記載の内容をまとめたところ、次のような結果になった。



＜ケアプラン作成者への介護保険を利用した住宅改修支援に関する意識調査のまとめ＞

- 住宅改修が他の介護保険サービスに比べて「取り組みにくい」と回答した人は、全体の45%だった。
- 住宅改修支援は自らの「業務である」と回答した人は、全体の57%だった。
- 住宅改修支援に関する研修受講の経験が「ない」と回答した人が、全体の65%だった。
- 住宅改修支援で「困ったことがある」人が全体の59%であり、その内容の多くは、施工者の書類作成の不備や、施工者が住宅改修費支給制度の手続きを順にふまないことだった。その困ったことの解決方法としてケアプラン作成者が取った行動は「理解を得るまで説明（打ち合わせ）を行う」が最も多かった。
- 今後、ケアプラン作成者が住宅改修支援をしやすくなるために必要なことの見解として、施工者に介護保険制度を理解してもらうことが必要であり、またそのためには、保険者による、施工者への介護保険制度の周知及び施工者指定制度の導入等が必要であるという意見があった。

(4) 現状と課題（平成20年度事業のまとめ）

現状

保険者の住宅改修支援において、申請手続きの方法は同一だが、住宅改修前後の現地確認訪問及び相談対応の方法が保険者（市町）によって異なっている。

保険者の住宅改修支援の対応状況（平成21年3月現在）

市町 項目	石巻市	東松島市	女川町
申請書類の提出先	介護保険課 ただし、本庁・支所があり、特に取り決めはなし	介護保険係	介護保険係
申請書類の確認 (特に理由書)	・内容は確認するが、助言などは特になし。	・内容を確認し、不十分な内容については、助言あり。	・内容を確認し、不十分な内容については、助言あり。
事前・事後訪問	実施していない	事前訪問を全件に実施している (H20.10~)	事前・事後訪問を全件に実施している(H12.4~)
相談対応	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応はない。	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応あり(状況で異なる)	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応あり(積極的に介入)

ケアプラン作成者側は施工者に対して、「手順を踏んで改修してほしい」と感じている。一方では、施工者側がケアプラン作成者に対して、「改修計画の立案を委ねられてしまう場合が少なくない」と感じている。また、利用者・施工者とケアプラン作成者の間のトラブルへの対応は、ケアプラン作成者が自ら対応している場合と保険者が対応している場合とがあり、統一されていない。関係職種の役割が不明確なため、スムーズに連携できていない現状にある。

また、これまで住宅改修に関する研修を受ける機会が少なく、関係者の自助努力により住宅改修支援が行われている。

課題

1. 保険者は、住宅改修支援における現地確認訪問の実施方法及び相談対応方法の足並みがそろっていない。
2. 住宅改修関係者（ケアプラン作成者、施工者、保険者）それぞれの役割が不明確である。
3. 住宅改修関係者にとって、改修支援に必要な知識・技術を習得する機会が少ない。
4. 住宅改修関係者が連携して改修案を検討している事例が少ない。

3 課題解決への取組（平成21年度事業）

（1）目 標

1. 石巻圏域の市町が、住宅改修費支給の事前審査内容並びに被保険者、ケアプラン作成者及び施工者への助言等の実施方法を統一する。
2. 住宅改修関係者（以下「関係者」という。）が役割を共通認識する。
3. 関係者に対して、必要な知識・技術を習得する機会を確保する。

（2）計 画

1. 石巻圏域の住宅改修における基盤整備

- イ 石巻圏域の市町の住宅改修費支給の事前審査内容並びに被保険者、ケアプラン作成者及び施工者への助言等の実施方法（対象者の身体状況に応じた住宅改修を実施するために保険者が果たすべき役割）の統一を図る。
- ロ 石巻圏域の市町の事前審査内容及び助言等の実施方法が統一された後に、市町及び関係団体の意見を基に、関係者の役割とその遂行に必要な知識及び技術を明確にし、市町及び関係団体から合意を得る。

2. 関係者の資質向上支援策の実施

- イ ケアプラン作成者向けの支援マニュアルを作成する。
- ロ 施工者向けの住宅改修費支給制度を紹介したパンフレットを作成する。
- ハ 関係者に対して、住宅改修に必要な知識及び技術を習得するための研修会及び説明会を実施する。

3. 実施方法

- イ 検討会（全体会）の設置
 - ①石巻圏域の市町担当者及び関係団体等の代表者で構成する検討会を設置する。
 - ②検討会において、グループで検討された内容を情報共有し、内容の整合性を図る。
- ロ グループ（分科会）の設置
 - ①検討会の構成者からなるグループを設置する。
 - ②グループは、保険者グループ、ケアプラン作成者グループ及び施工者グループとする。
 - ③各グループにおいて検討する内容は、次のとおりとする。

保険者グループ ……①保険者の役割 ②必要な知識・技術 ③研修会の実施内容
ケアプラン作成者グループ

……①ケアプラン作成者の役割 ②必要な知識・技術
③支援マニュアルの内容 ④研修会の実施内容

施工者グループ ……①施工者の役割 ②必要な知識・技術
③パンフレットの内容 ④説明会の実施内容

- ハ 支援マニュアルの作成及び研修会の実施等
 - ①「検討会及びグループの意見を基に、支援マニュアル及びパンフレットを作成する。
 - ②支援マニュアル及びパンフレットを活用して、知識及び技術を習得するための研修会及び説明会を実施する。

(3) 結果

1. 石巻圏域の住宅改修における基盤整備

イ 保険者の対応の統一化

実施期間：8月24日～9月11日，平成22年2月10日～2月23日

実施方法：①会議（全体会・グループ検討会）の開催

②グループ検討を各2回実施し，実施結果を共有するために全体会（1回目）を実施した。

■保険者の対応

市町 項目	石巻市		東松島市		刈川町	
	平成21年度まで	平成22年度以降	平成21年度まで	平成22年度以降	平成21年度まで	平成22年度以降
申請書類の提出先	介護保険課 ただし，本庁・支所があり，特に取り決めはなし	介護保険課 提出先の本庁・支所ごとに受け付け，住宅改修費の決定まで行う。	介護保険係	同様	介護保険係	同様
申請書類の確認 (特に理由書)	・内容は確認するが，助言などは特になし。	・内容を確認し，不十分な内容については，助言を行う。	・内容を確認し，不十分な内容については，助言あり。	継続	・内容を確認し，不十分な内容については，助言あり。	継続
事前・事後訪問	実施していない	事前訪問を3件/月実施する。	事前訪問を全件に実施している (H20.10～)	事前・事後訪問を全件に実施する。	事前・事後訪問を全件に実施している(H12.4～)	継続
相談対応	・問い合わせの回答あり。 ・利用者，施工者等への直接の対応はない。	・問い合わせの回答あり。 ・利用者，施工者等への直接の対応を行う。	・問い合わせの回答あり。 ・利用者，施工者等への直接の対応あり(状況で異なる)	継続	・問い合わせの回答あり。 ・利用者，施工者等への直接の対応あり(積極的に介入)	継続

□ 関係職種の役割及び必要な知識の整理 ……「石巻圏域の住宅改修のフロー

図」の作成

実施期間：8月24日～9月11日

実施方法：①会議（全体会・グループ検討会）の開催

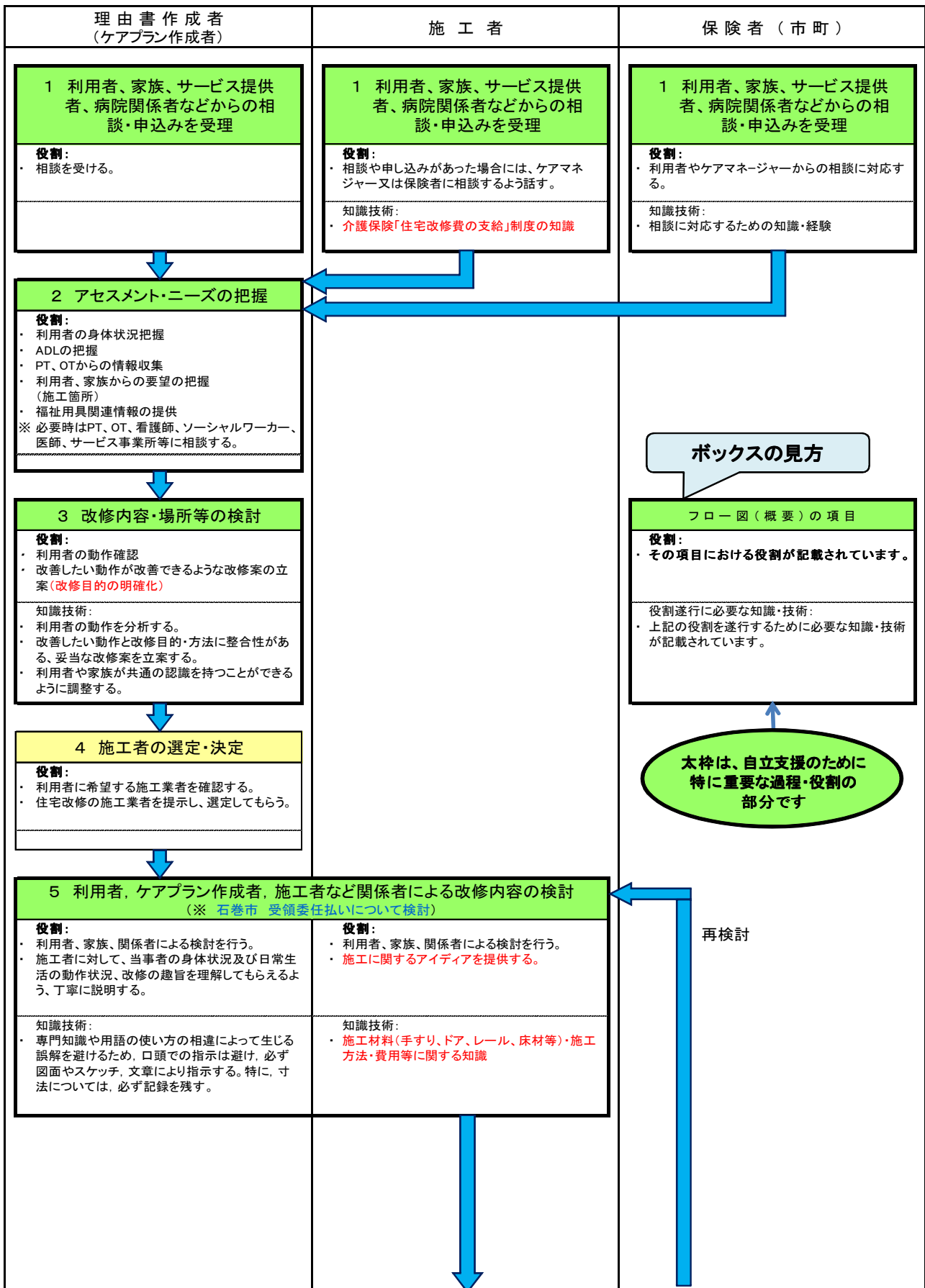
②グループ検討を各2回実施し、実施結果を共有するために全体会（1回目）を実施した。

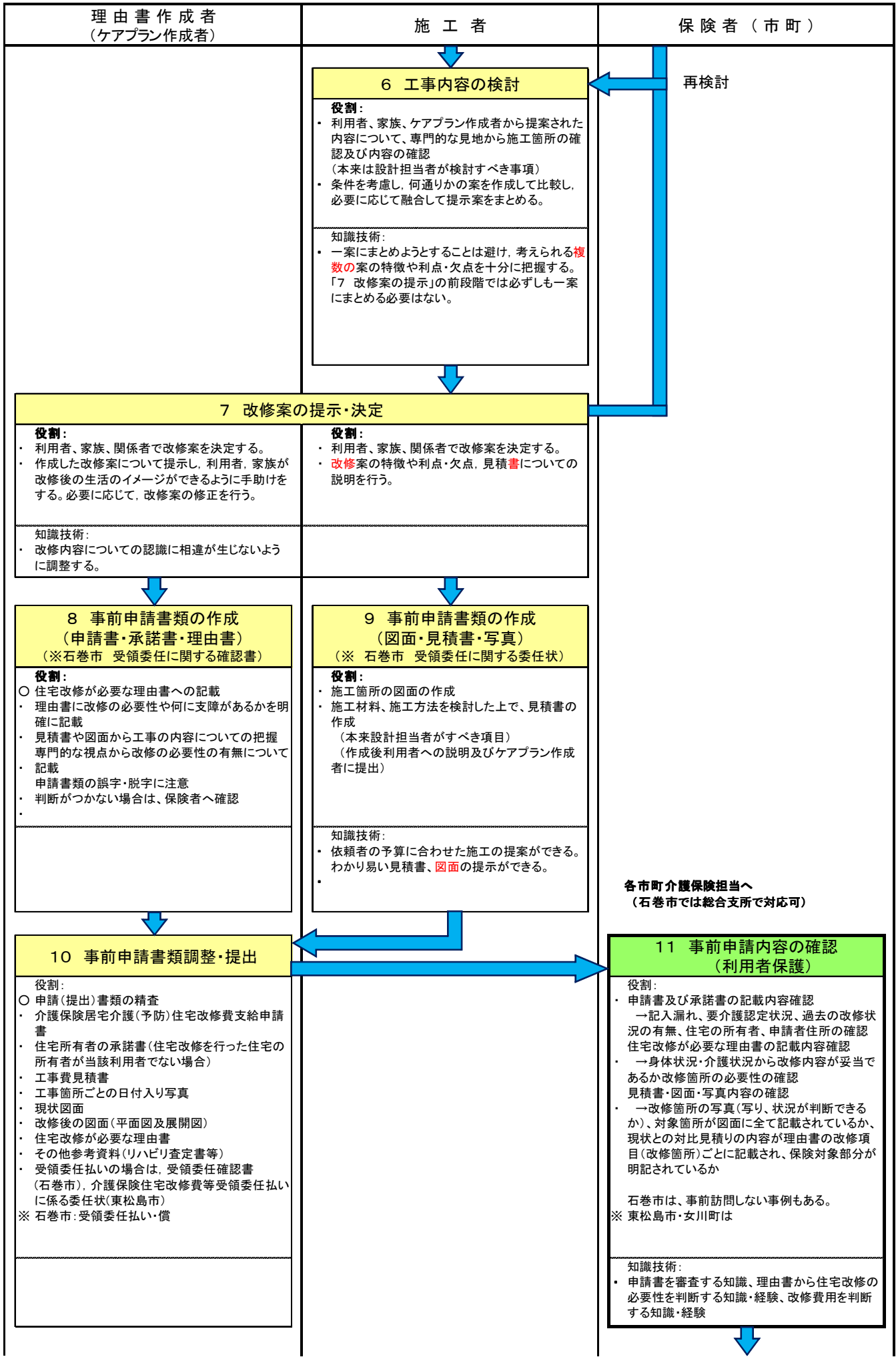
目的・構成メンバー・スケジュール：

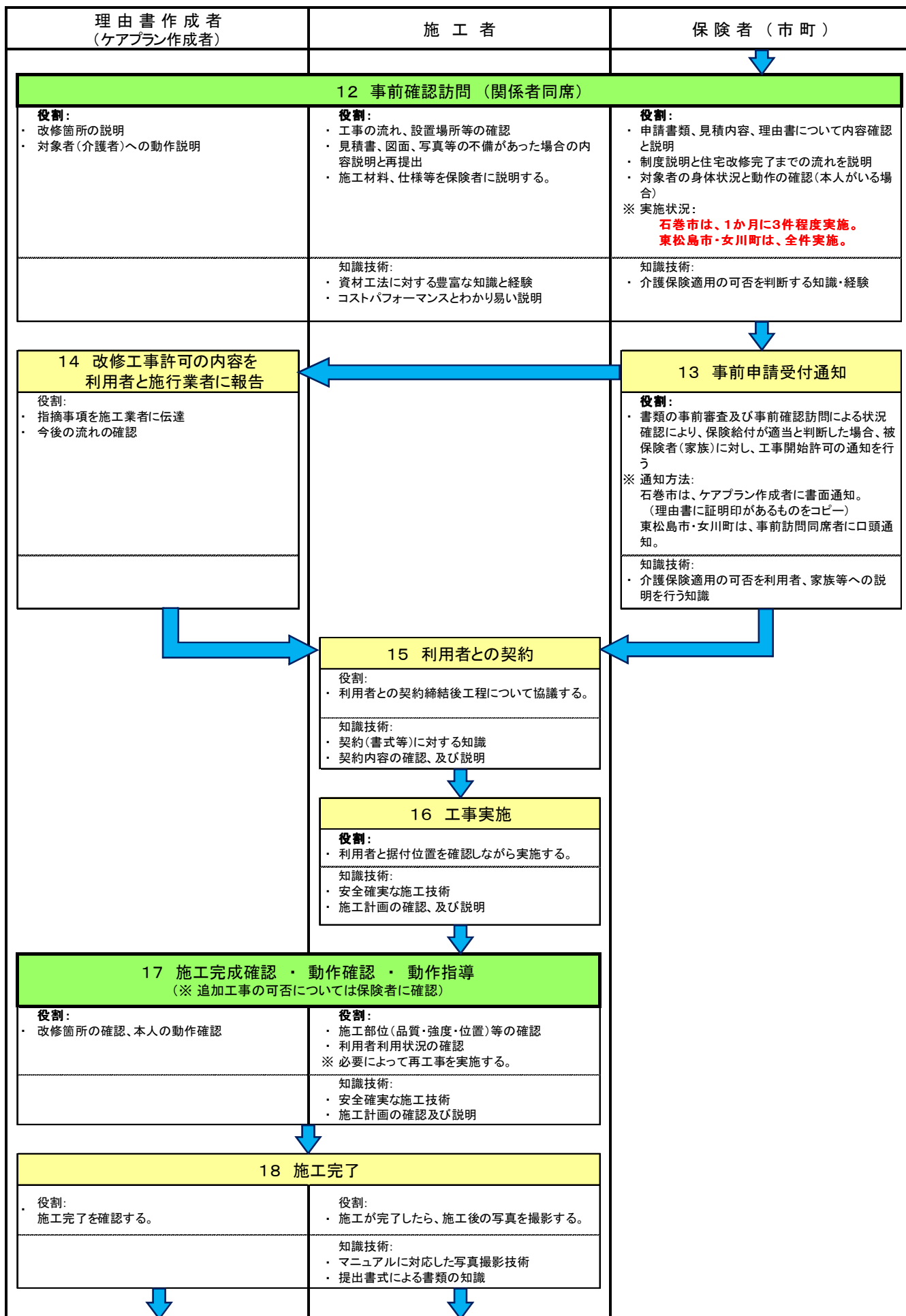
グループ	ケアプラン作成者グループ	施工者グループ	保険者グループ	保健福祉事務所（事務局）
目的	①ケアプラン作成者の役割 ②必要な知識・技術 ③研修会の実施内容	①施工者の役割 ②必要な知識・技術 ③説明会の実施内容	①保険者の役割 ②必要な知識・技術 ③研修会の実施内容	
構成メンバー	ケアマネジャー協会（1） 地域包括支援センター（2） 理学療法士会（1） 訪問調査員（ケアマネジャー）（1）	施工業者団体（2） 保険者（1） ケアマネジャー協会（1） 訪問調査員（施工者）（1）	保険者（3） 地域包括支援センター（1） 施工業者団体（1） 保健福祉事務所（1）	保健福祉事務所（2）
日時・内容	保健福祉事務所（1）	保健福祉事務所（1）		
日時				8月20日
内容				検討用紙配付 ※8月19日にリハビリテーション 検討会にて、グループ検討方法の進 め方等の説明済み。
日時	8月28日（金） 13:30～16:30	9月2日（水） 15:00～17:00	8月24日（月） 15:00～18:00	
内容	グループ検討①	グループ検討①	グループ検討①	
日時	9月3日（木） 13:30～16:30	9月11日（金） 16:00～17:15	9月4日（金） 15:00～18:00	
内容	グループ検討②	グループ検討②	グループ検討②	
日時				9月18日（締め切り）
内容				保健福祉事務所への検討結果の提出
日時				9月19日～9月31日
内容				調整・修正作業（メール・電話）
日時	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; text-align: center;"> 10月1日（木） 15:00～17:00 全体会 ・これまでの各グループの検討結果について ・第2回全体会までの各グループ検討の内容について </div>			
日時				10月2日～10月30日
内容				調整・修正作業（メール・電話）
日時	11月1日			
内容	フロー図完成			

■フロー図の作成

石巻圏域の住宅改修フロー図（詳細）



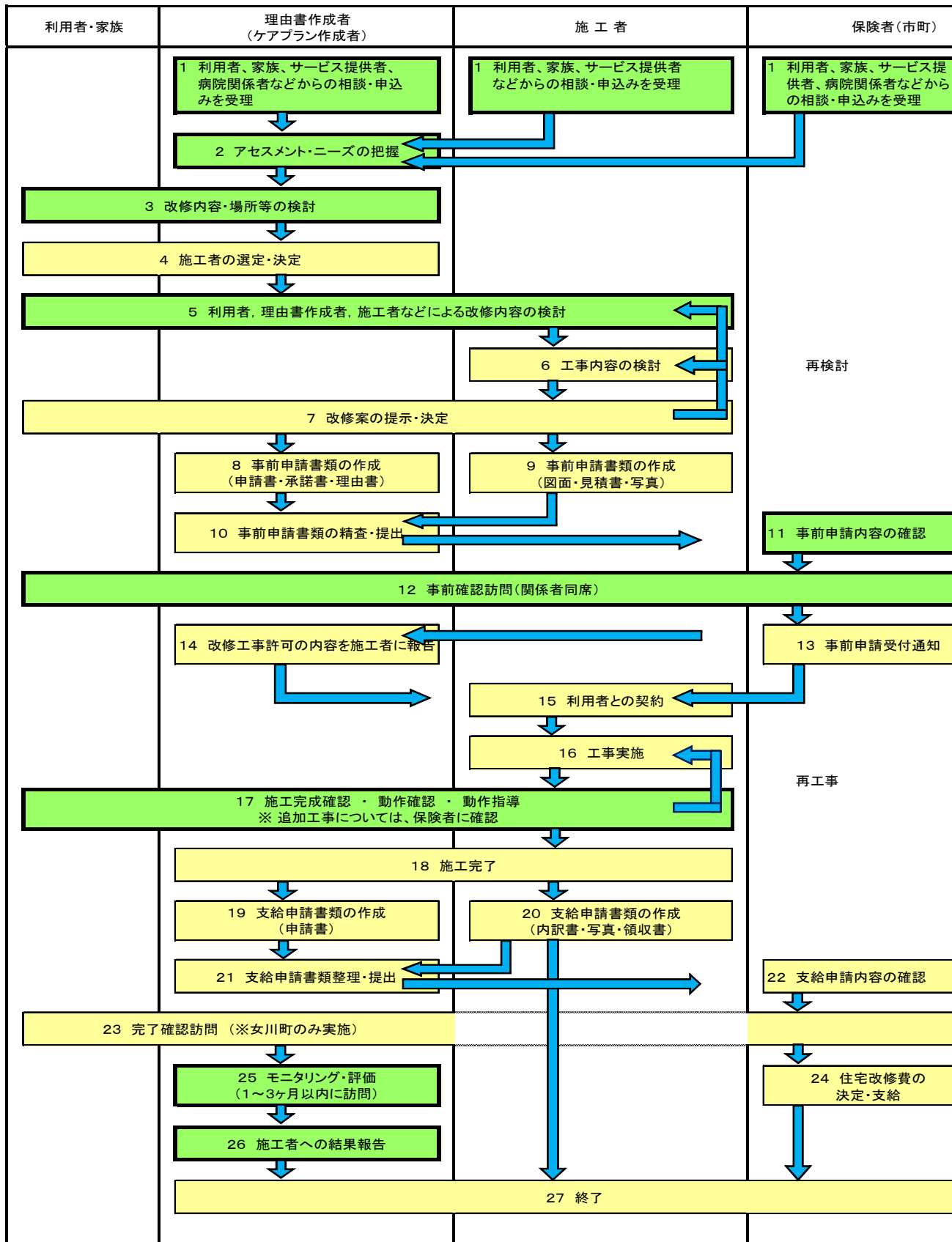




石巻圏域の住宅改修フロー図（概要）



は被保険者（利用者）の自立支援のために特に重要な過程



2. 関係者の資質向上支援策の実施

イ 研修会資料の作成

計画変更：当初「ケアプラン作成者向けの支援マニュアル」を作成する予定だったが、グループ検討の結果、ケアプラン作成者向け「研修会資料」の作成に変更した。

実施期間：10月13日～11月5日

実施方法：①会議（全体会・グループ検討会）の開催

②グループ検討をケアプラン作成者で5回実施し、実施結果を共有するために全体会（2回目）を実施した。

目的・構成メンバー・スケジュール

グループ	ケアプラン作成者グループ	施工者グループ	保険者グループ	保健福祉事務所（事務局）
目的	研修会資料の作成	住宅改修の手引き作成		
構成メンバー	ケアマネジャー協会（1） 地域包括支援センター（2） 理学療法士会（1） 訪問調査員（ケアマネジャー）（1） 保健福祉事務所（1）	施工業者団体（2） 保険者（1） ケアマネジャー協会（1） 訪問調査員（施工者）（1） 保健福祉事務所（1）	保険者（3） 地域包括支援センター（1） 施工業者団体（1） 保健福祉事務所（1）	保健福祉事務所（2）
日時・内容				
日時				10月1日
内容				全体会にて、グループ検討方法の進め方等の説明。
日時	10月13日（火） 15:00～17:00	10月 2日（金） 15:00～17:00	-	
内容	グループ検討①	グループ検討①		
日時	10月20日（火） 15:00～17:00	10月 7日（水） 15:00～17:00	-	
内容	グループ検討②	グループ検討②		
日時	10月26日（月） 15:00～17:00	10月19日（月） 16:00～17:15	-	
内容	グループ検討③	グループ検討③		
日時	11月 5日（木） 15:00～17:00	-	-	
内容	グループ検討④			
日時				11月5日（締め切り）
内容				保健福祉事務所への検討結果の提出
日時				11月5日～11月11日
内容				調整・修正作業（メール・電話）
日時				11月12日（木） 15:00～17:00
内容				全体会 ・これまでの各グループの検討結果について
日時	11月24日（火） 15:00～17:00			11月13日～11月30日
内容	グループ検討⑤			調整・修正作業（メール・電話）
日時				12月1日
内容				研修会資料の完成 住宅改修の手引き（試作版）完成

□ 住宅改修の手引きの作成

計画変更：当初「施工者向けのパンフレット」を作成する予定だったが、グループ検討の結果、住宅改修関係者向けの「住宅改修の手引き」の作成に変更した。

実施期間：10月2日～10月19日

実施方法：①会議（全体会・グループ検討会）の開催

②グループ検討を施工者グループで3回実施し、実施結果を共有するために全体会（2回目）を実施した。

③試作版を研修会に併せ周知し、ケアプラン作成者からの意見を募集（12月11日～2月18日）した。

④募集意見を参考に完成版を作成した。

目的・構成メンバー・スケジュール

グループ	ケアプラン作成者グループ	施工者グループ	保険者グループ	保健福祉事務所（事務局）
目的	研修会資料の作成	住宅改修の手引き作成		
構成メンバー	ケアマネジャー協会（1） 地域包括支援センター（2） 理学療法士会（1） 訪問調査員（ケアマネジャー）（1） 保健福祉事務所（1）	施工業者団体（2） 保険者（1） ケアマネジャー協会（1） 訪問調査員（施工者）（1） 保健福祉事務所（1）	保険者（3） 地域包括支援センター（1） 施工業者団体（1） 保健福祉事務所（1）	保健福祉事務所（2）
日時・内容				
日時				10月1日
内容				全体会にて、グループ検討方法の進め方等の説明。
日時	10月13日（火） 15:00～17:00	10月2日（金） 15:00～17:00	-	
内容	グループ検討①	グループ検討①		
日時	10月20日（火） 15:00～17:00	10月7日（水） 15:00～17:00	-	
内容	グループ検討②	グループ検討②		
日時	10月26日（月） 15:00～17:00	10月19日（月） 16:00～17:15	-	
内容	グループ検討③	グループ検討③		
日時	11月5日（木） 15:00～17:00	-	-	
内容	グループ検討④			
日時				11月5日（締め切り）
内容				保健福祉事務所への検討結果の提出
日時				11月5日～11月11日
内容				調整・修正作業（メール・電話）
日時				11月12日（木） 15:00～17:00
内容				全体会 ・これまでの各グループの検討結果について
日時	11月24日（火） 15:00～17:00			11月13日～11月30日
内容	グループ検討⑤			調整・修正作業（メール・電話）
日時				12月1日
内容				研修会資料の完成 住宅改修の手引き（試作版）完成

< 「住宅改修の手引き」(試作版)へのアンケート結果 >

➤ 試作版をご覧になった方から15件、ご使用になった方から2件の回答があり、次の意見があった。

- ①手引きの感想は、ご覧になった方は、「わかりやすい」が6件で最も多く、次いで「参考になる」が3件だった。ご使用になった方は、「施工者への説明がスムーズにできた」、「使用しやすい」が共に1件であった(表5)。
- ②使用できそうかは、「使用できる」が13件で最も多く、次いで「わからない」が2件だった(表6)。
- ③使用する場合、改善したらよいと思う箇所は、「受領委任払い制度について」が4件で最も多く、次いで「住宅改修の申請に必要な申請書類について」が3件だった(表7)。

表5 手引きの感想(複数回答)

ご覧になった方	
項目	件数
わかりやすい	6
参考になる	3
よくできている	2
再確認できる	1
理解しやすい	1
わからないときに、辞書的に引く	1
施工者に説明しやすい	1
フロー図がわかりにくい	1
フロー図が見にくい	1
ふつう	1
ご使用になった方	
項目	件数
施工者への説明がスムーズにできた	1
使いやすい	1

表6 手引きは使用できそうか

項目	件数
使用できる	13
使用してみたい	1
わからない	2
使用しない	1
無回答	1

表7 改善箇所

項目	件数
受領委任払い制度について	4
住宅改修の申請に必要な申請書類について	3
フロー図(詳細)について	2
目次の追加	2
工事写真について	1
住宅改修に関する注意点	1
全体の見やすさ	1
特になし	1
理由書の記入例の追加	1
その他	1
使ってみないとわかりません	1



➤ 上記の意見をもとに、住宅改修の手引き(試作版)を改善した。主な改善点は次のとおり。

- ・住宅改修の手引きの使い方の追加
- ・受領委任払いについて補足を追加
- ・目次の追加
- ・住宅改修が必要な理由書の記入方法の追加
- ・全体の見やすさ

八 研修会の実施

ケアプラン作成者・保険者研修会を3回、施工者研修会を1回実施した。

①ケアプラン作成者・保険者研修会 1

開催日：平成21年10月 9日（金） 13:00～16:30

会場：宮城県石巻合同庁舎 5階大会議室

対象：ケアプラン作成者・保険者

参加者：92名

時間	内容	講師
13:05～13:25	(1) 石巻圏域の介護保険を利用した住宅改修の現状	東部保健福祉事務所成人・高齢班職員
13:30～15:00	(2) 住宅改修が必要な理由書作成のポイント －理由書が作成された意図と記入の仕方－	国立保健医療科学院建築衛生部健康住宅室 室長 鈴木晃 氏
15:30～16:30	※座談会（研修会終了後に実施） ・住宅改修費支給事前申請の確認のポイント	国立保健医療科学院建築衛生部健康住宅室 室長 鈴木晃 氏

< アンケート結果（回収率84%） >

- I 研修会の参考度合いは、大変参考になったが61%で最も多く、次いでやや参考になったが26%だった（表8）。
- II 参考になった内容は、理由書の書き方が47%で最も多く、次いで、アセスメント・動作確認が21%だった（図46）。
- IV 研修全体の感想は、今後も研修会をしてほしいが5件と最も多く、次で、参考になったが3件だった（表9）。

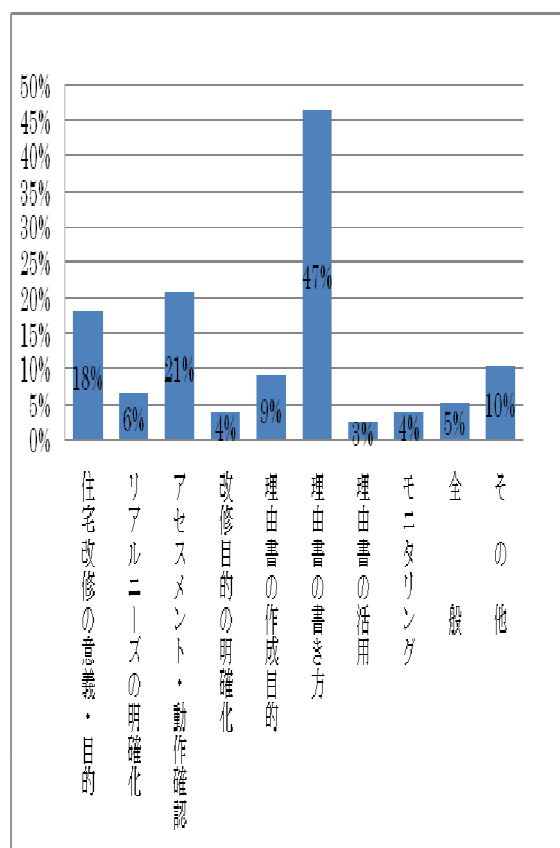
表8 参考の度合い

参考の度合い	所属	計 (人)	構成 割合 (%)
大変参考になった		47	61%
やや参考になった		20	26%
あまり参考にならなかった		4	5%
無回答		6	6%
計		77	100%

表9 研修全体の感想

項目	件数
今後も研修会をしてほしい	5
参考になった	3
理由書導入前に聞けるとよかった	2
事例を見たい	2
内容がわかりにくい	2
わかりやすい説明だった	1
業者の指定が必要	1
業者への研修	1
今後の仕事に活かしたい	1
施工者との研修	1
事例検討をしてほしい	1
報酬がないのはおかしい	1
何でもケアマネでは対応できない	1
早口でわかりにくい	1
その他	5

図46 参考になった内容



②ケアプラン作成者・保険者研修会 2

開催日：1回目：平成21年12月11日（金）10:00～16:00

2回目：平成21年12月14日（月）10:00～16:00

会場：1回目：宮城県石巻合同庁舎 5階大会議室

2回目：東松島市役所 2階202大会議室

対象：ケアプラン作成者・保険者

参加者：ADL評価研修：82名 住宅改修の基礎知識：86名

内容：

時間	内容	講師
10:00～12:00	ADL評価 ① ADLを時系列に沿って整理する ② 時系列で整理した内容から、ADLの課題と対策を考える	東部保健福祉事務所成人・高齢班職員
13:00～13:10	「住宅改修の手引き」に関するご連絡とお願い	東部保健福祉事務所成人・高齢班職員
13:10～13:40	介護保険制度における住宅改修 ① 「住宅改修の手引き」について ② 関係者の役割と住宅改修の流れ	東松島市福祉課 班長 木村寿人氏
13:40～16:00 (休憩含む)	住宅改修の基礎知識 ① 対象者の身体状況に応じた改修手段 ② 手すりの取付けと段差の解消 ③ 排泄・入浴・外出の各動作について	東部保健福祉事務所成人・高齢班職員

< アンケート結果：ADL評価研修（回収率76%） >

- I 研修会の参考度合いは、大変参考になったが77%で最も多く、次いでやや参考になったが21%だった（表10）。
- II 研修の感想は、グループワークがよかった、気づきがあったが共に7件と最も多く、次いで、今後を活かしたい、参考になったが共に4件だった（表11）。

表10 参考の度合い

参考の度合い	所属	計 (人)	構成 割合 (%)
大変参考になった		48	77%
やや参考になった		13	21%
あまり参考にならなかった		0	0%
ほとんど参考にならなかった		0	0%
無回答		1	2%
計		62	100%

表11 研修の感想

項目	件数
グループワークがよかった。	7
気づきがあった。	7
今後を活かしたい	4
参考になった。	4
再確認した。	3
グループワークの時間がもっとほしい	2
よかった	1
研修会の希望	1
研修時間が長い	1
考え方の整理がしやすかった	1
勉強になった	1
ありがとうございました	1
その他	4

< アンケート結果・住宅改修の基礎知識（回収率70%） >

- I 研修会の参考度合いは、大変参考になったが72%で最も多く、次いでやや参考になったが11%だった（表12）。
- II 初めて知った内容は、排泄、全体が共に36%で最も多く、次いで、段差の解消が29%だった（図47）。
- III 研修全体の感想は、わかりやすかったが9件と最も多く、次いで、今後を活かしたい、今後も研修会をしてほしい、勉強になったが共に3件だった（表13）。

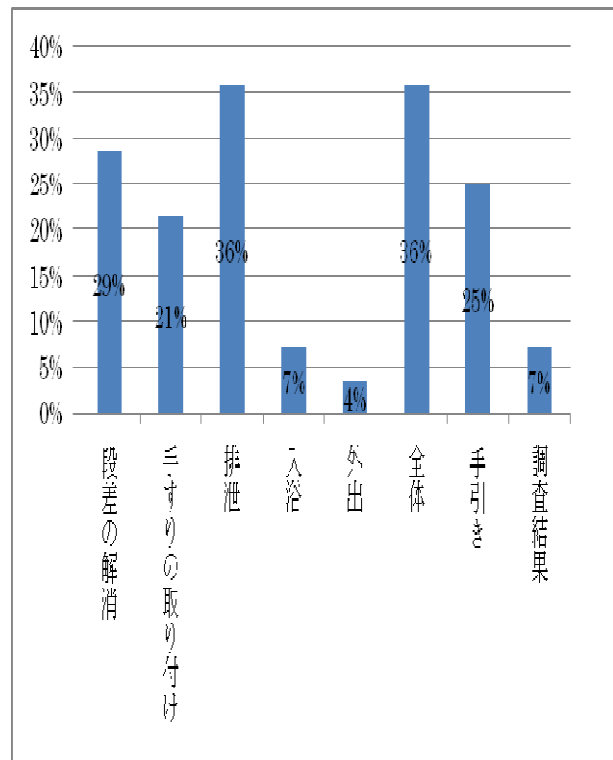
表12 参考の度合い

参考の度合い	所属	計 (人)	構成 割合 (%)
大変参考になった		42	72%
やや参考になった		11	19%
あまり参考にならなかった		0	0%
ほとんど参考にならなかった		0	0%
無回答		5	9%
計		58	100%

表13 研修の感想

項目	件数
わかりやすかった	9
今後に活かしたい	3
今後も研修会をしてほしい	3
勉強になった	3
事例を見たい	2
自分たちが勉強していかないといい支援ができない	1
再確認になった	1
時間がもう少しほしい	1
手続きが統一されるとよい	1
住宅改修の手引きは役立つ	1
制度について知りたい	1
専門職の意見が必要	1
知識不足をあらためて感じた	1
幅広い知識が必要	1
楽しく受講できた。	1
その他	1

図47 初めて知った内容



③施工者研修会

開催日：平成22年 1月18日(月) 13:00~15:15

会場：東松島市役所 2階 202 大会議室

対象：施工者（市町から提供いただいた介護保険制度の住宅改修歴のある事業所）

参加者：93名

内容：

時間	内容	講師
13:05~13:40	介護保険制度を利用した住宅改修 ① 住宅改修の現状と課題	東部保健福祉事務所成人・高齢班職員
13:40~14:20	② 介護保険制度における住宅改修 ・「住宅改修の手引き」の内容 ・関係者の役割と住宅改修の流れ	東松島市福祉課 班長 木村寿人 氏
14:30~17:00 (休憩含む)	高齢者の住宅改修に必要な基礎知識 ① 住宅改修の意義 ② 対象者に住宅を合わせる必要性とその実践例	とちぎノーマライゼーション研究会 理事 伊藤勝規 氏

<アンケート結果（回収率77%）>

- I 研修会の参考度合いは、「住宅改修の現状と課題」では、大変参考になったが49%で最も多く、次いでやや参考になったが40%だった（図48）。
「介護保険制度における住宅改修」では、大変参考になったが47%で最も多く、次いでやや参考になったが38%だった（図48）。
「住宅改修に必要な基礎知識」では、大変参考になったが56%で最も多く、次

いでやや参考になったが24%だった(図48)。

- Ⅱ 今後の研修会の必要性は、必要が86%で、必要ないが8%だった(図49)。
- Ⅲ 必要だと思う内容(「必要だと思う」と回答した方 n=62)は、住宅改修の技術研修が36%で最も多く、次いで関係者との研修が31%だった(図50)。
- Ⅳ 介護保険制度による住宅改修の経験の有無(施工者のみ n=60)は、ありが92%で、なしが8%だった(図51)。
- Ⅴ 介護保険制度の受講経験の有無(施工者のみ n=60)は、ありが43%で、なしが57%だった(図52)。

図48 研修の感想

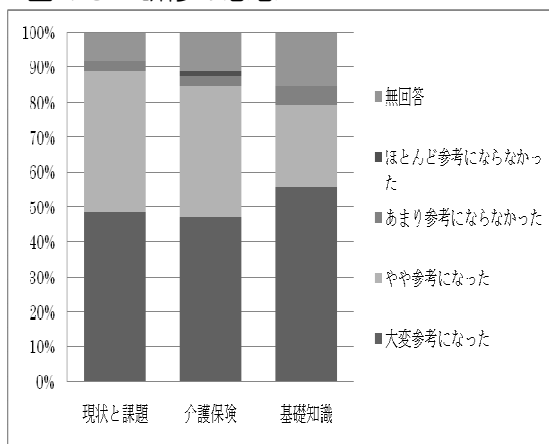


図49 研修会の必要性

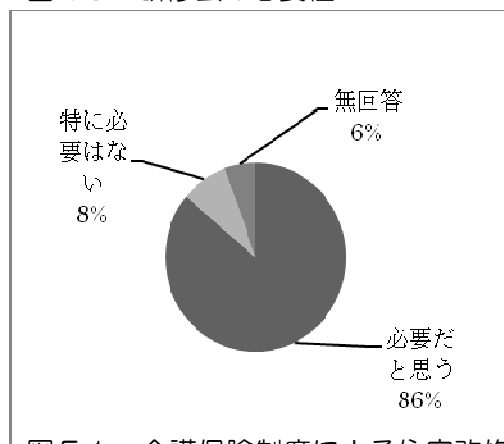


図50 必要だと思う内容

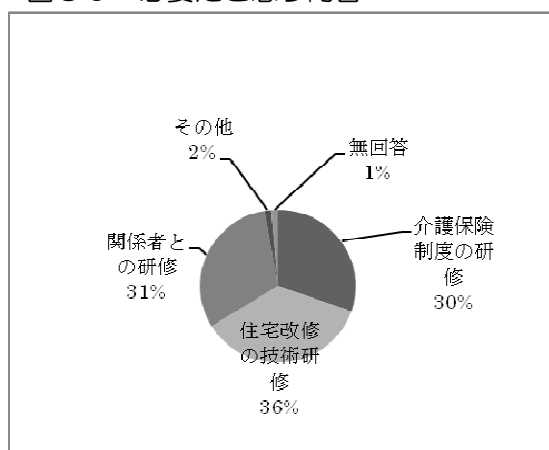


図51 介護保険制度による住宅改修の経験

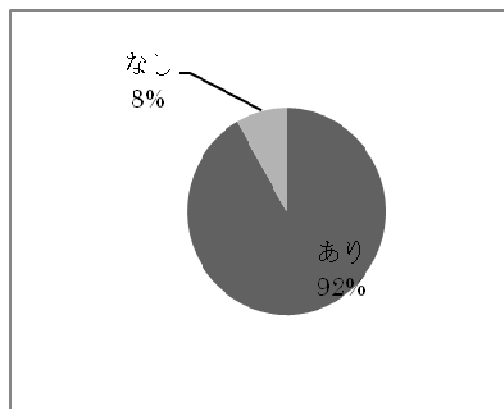
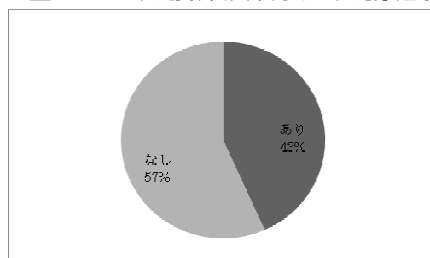


図52 介護保険制度の受講経験



二 研修会の参加状況

① 研修会の参加状況（全体の内訳）

研修名	ケアプラン作成者・保険者研修会 1	ケアプラン作成者・保険者研修会 2				施工者研修会				
(開催日)	10月9日(金)	1回目:12月11日 2回目:12月14日				1月18日				
対象	ケアプラン作成者・保険者							施工者		
メインテーマ	住宅改修が必要な理由書作成のポイント		ADL研修		住宅改修の基礎知識		・介護保険制度における住宅改修 ・高齢者の住宅改修に必要な基礎知識			
参加数	包括	13名	包括	19名	包括	20名	施工者	71名		
	居宅	61名	居宅	53名	居宅	50名	包括・居宅	16名		
	市町	8名	市町	9名	市町	9名	市町	3名		
	その他	10名	その他	1名	その他	3名	その他	3名		
	無回答	1名	無回答	1名	無回答	1名	無回答	1名		
	計	92名	計	82名	計	83名	計	93名		

※ ケアプラン作成者・保険者研修会2は、メインテーマごとに参加者を集計した。

表14 ケアプラン作成者（個人）の参加率

②ケアプラン作成者（個人）の研修会参加率は、研修1が39%、研修2のADL評価研修が38%、住宅改修の基礎知識が37%だった（表14）。

メインテーマ	所属	ケアプラン作成者・保険者研修・1			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (ADL評価研修)			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (住宅改修の基礎知識)		
		包括	居宅	計	包括	居宅	計	包括	居宅	計
対象数(個別)		47	142	189	47	142	189	47	142	189
参加数		13	61	74	19	53	72	20	50	70
参加率		28%	43%	39%	40%	37%	38%	43%	35%	37%

※ ケアプラン作成者（個人）の対象者数は、平成21年1月末現在の数。

表15 ケアプラン作成者（事業所）の参加率

③ケアプラン作成者（事業所）の研修会参加率は、研修1が66%、研修2のADL評価研修が54%、住宅改修の基礎知識が55%だった（表15）。

メインテーマ	所属	ケアプラン作成者・保険者研修・1			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (ADL評価研修)			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (住宅改修の基礎知識)		
		包括	居宅	計	包括	居宅	計	包括	居宅	計
対象数(事業所)		11	48	59	11	48	59	11	48	59
参加数		8	31	39	9	23	32	9	24	33
参加率		73%	65%	66%	82%	48%	54%	82%	50%	56%

表16 保険者の参加率

④保険者の研修会参加率は、研修1、研修2が共に78%だった（表16）。

メイン テーマ 市町 項目	ケアプラン作成者・保険者研修・1				ケアプラン作成者・保険者研修・2 (ADL評価研修)				ケアプラン作成者・保険者研修・2 (住宅改修の基礎知識)			
	石巻	東松島	女川	計	石巻	東松島	女川	計	石巻	東松島	女川	計
対象数(保険者) ※支所数でカウント	7	1	1	9	7	1	1	9	7	1	1	9
参加数	5	1	1	7	5	1	1	7	5	1	1	7
参加率	71%	100%	100%	78%	71%	100%	100%	78%	71%	100%	100%	78%

⑤施工者（事業所）の研修会参加率は、23%だった（表17）。

※ 対象事業所数は、市町から提供いただいた介護保険を利用した住宅改修歴のある事業所の数である。

表17 施工者（事業所）の参加率

項目	研修会名 施工者研修会
対象事業所	242 箇所
参加事業所	55 箇所
参加率	23%

(4) 平成21年度事業のまとめ

1. 石巻圏域住宅改修支援の基盤整備となる保険者の対応を整理することができた。
2. 保険者、施工者、ケアプラン作成者の住宅改修における手順及び役割・役割を遂行するために必要な知識・技術について整理し、石巻圏域の関係者の対応をフロー図にまとめた。また、そのフロー図を住宅改修の手引き（試作版）に盛り込んだ。
3. 住宅改修の手引き（試作版）を作成し、研修会の実施に併せ周知した。ケアプラン作成者に試作版への意見を募集したところ、「使用できる」という回答があり、一部内容を修正して完成版を作成した。今後、この完成版の配付により一定の効果が期待できる。
4. 住宅改修関係者の資質向上支援策として、保険者、施工者、ケアプラン作成者ごとに研修会を実施した。アンケート結果から、どの研修においても、9割近くが、「大変参考になった」、「やや参考になった」という回答があり、住宅改修に対する意識の向上と知識の普及につながった。
5. しかし、今回の研修内容は基本的な内容（導入部分）であること、必要な知識（理由書、制度及び実際の施工に関すること）を得る初めての機会になっている関係者が多いこと、研修会の継続への要望があること、また、単年度の実施では参加率が十分とはいえないこと等から、今後も継続した研修が必要である。

4 今後の課題と必要な取組（平成22年度以降）

（1）今後の課題

1. 保険者は、申請書類を適切に審査するため、申請書類の中でも特に「住宅改修が必要な理由書」を見る力量を高めていく必要がある。
2. 保険者は、関係者が連携して住宅改修をスムーズに実施できるようにするため、助言及び情報提供を行う必要がある。
3. 施工者は、介護保険制度の理解を深める必要がある。
4. ケアプラン作成者は、適切な住宅改修サービスを提供するために、動作分析の視点と状況に応じた住宅改修に関する知識を習得する必要がある。
5. 関係者は、対象者の改修案を連携して検討していく必要がある。

（2）必要な取組

当所から保険者、ケアマネジャー協会、施工者団体に対して取組案を提示し、検討の結果、関係機関・団体及び関係者が以下の内容を実施していくこととなった。

1. 保険者の取組

- イ 申請手続きの適切な審査（合同実施）※22年度の実施主体は石巻市
 保険者は、申請書類の適切な審査が実施されるよう努める。また、力量を高めるために、保険者同士で情報交換する機会を確保する（1回/年）。

市町 項目	石巻市		東松島市		女川町	
	平成21年度まで	平成22年度以降	平成21年度まで	平成22年度以降	平成21年度まで	平成22年度以降
申請書類の提出先	介護保険課 ただし、本庁・支所があり、特に取り決めはなし	介護保険課 提出先の本庁・支所ごとに受け付け、住宅改修費の決定まで行う。	介護保険係	同様	介護保険係	同様
申請書類の確認 (特に理由書)	・内容は確認するが、助言などは特になし。	・内容を確認し、不十分な内容については、助言を行う。	・内容を確認し、不十分な内容については、助言あり。	継続	・内容を確認し、不十分な内容については、助言あり。	継続
事前・事後訪問	実施していない	事前訪問を3件/月実施する。	事前訪問を全件に実施している (H20.10~)	事前・事後訪問を全件に実施する。	事前・事後訪問を全件に実施している(H12.4~)	継続
相談対応	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応はない。	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応を行う。	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応あり(状況で異なる)	継続	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応あり(積極的に介入)	継続

- 「住宅改修の手引き」の変更更新（合同実施）※22年度の実施主体は東松島市
 保険者は、関係者に情報提供できるように、介護保険制度の改正等にあわせて、手引きの変更・更新する機会を確保する（随時）。
 ※住宅改修の手引き（完成版）の配付は、平成22年4月以降に配付

ハ 関係者への支援（各保険者）

保険者は、住宅改修をスムーズに実施できるように、各保険者は以下の内容を実施する。

対象	内容	手段		
		石巻市	東松島市	女川町
・ケアプラン作成者 ・施工者	・助言	・電話対応，直接対応（随時） ・事前，訪問（3ケース/月）	・電話対応，直接対応（随時） ・事前，事後訪問（全ケース）	・電話対応，直接対応（随時） ・事前，事後訪問（全ケース）
	・情報提供（住宅改修の手引きの活用）	・ホームページに掲載（随時）	・事業所に配付（随時）	・事業所に配付（随時） ・ホームページに掲載（検討中）
・施工者	・介護保険制度の周知	・ホームページにて介護施工者向け情報を開設（随時） ・個別の対応（随時）	・研修会の開催（1回） ・個別の対応（随時）	・研修会の開催（予定） ・個別の対応（随時）

2. ケアマネジャー協会石巻支部の取組

ケアマネジャー協会は、適切なサービス提供が実施できるように、ケアプラン作成者の研修の機会を確保する（1回/年）。

3. 関係者ごとの取組

関係者は、対象者の改修案を連携して検討していく必要がある。また、必要に応じて、専門職（理学療法士，作業療法士など）からの情報を得る。

4. 保健福祉事務所の取組

当所は、リハビリテーションに関するサービスを受けていない利用者で、専門職による評価や助言が必要な場合等について、関係者からの相談に対応する（リハビリテーション相談）。

平成22年度は、関係者への研修の機会を確保する（1回）。

5 まとめ

今回、「高齢者や障害のある人に対して、より身体状況に応じた住宅改修が可能となり、ひいては高齢者や障害のある人及びその介護者の生活の質が向上する」ことを目的に事業を実施してきた。

当初、住宅改修を支援する課題として、ケアプラン作成者がケアマネジメントや住宅改修の知識を十分に持ち合わせていないこと、施工者が住宅改修の考え方（例えば、手すりを一般的な高さに合わせてなど、施工者側の都合で住宅改修を行う）への理解が得られていないこと、ケアプラン作成者と施工者の連携不足が原因であることを予想していた。そこで、その現状を明らかにすることで、ケアプラン作成者、施工者が実施すべきことについて、それぞれの技術や考え方に関して、また事例検討などの研修を集中的に行うことを予測していた。

まず、実態把握として、石巻圏域における住宅改修の現状について調査を行った。その結果、身体状況に応じた住宅改修が実施されているとは言い難い現状であった。実態把握から見てきた課題として、関係者に対して必要な知識・技術を習得する機会を確保する必要があること、対象者の改修案を関係者が連携して検討する必要があることについては予想していたとおりの事実であった。

しかし、石巻圏域の市町が、住宅改修費支給の事前審査内容並びに被保険者、ケアプラン作成者及び施工者への助言等の実施方法を統一する必要があること、住宅改修関係者が役割を共通認識する必要があることについては、実態把握を進めていく中で、見えてきた課題であった。

そこで、身体状況に応じた住宅改修支援を行うための課題を次の4つに整理した。1つめは、石巻圏域の市町が、住宅改修費支給の事前審査内容並びに被保険者、ケアプラン作成者及び施工者への助言等の実施方法を統一する必要があること、2つめは、住宅改修関係者が役割を共通認識する必要があること、3つめは、関係者に対して、必要な知識・技術を習得する機会を確保する必要があること、4つめは、対象者の改修案を関係者が連携して検討する必要があることである。

平成21年度は、石巻圏域の住宅改修における基盤整備と関係者の資質向上支援策について取り組みを進めることとなった。

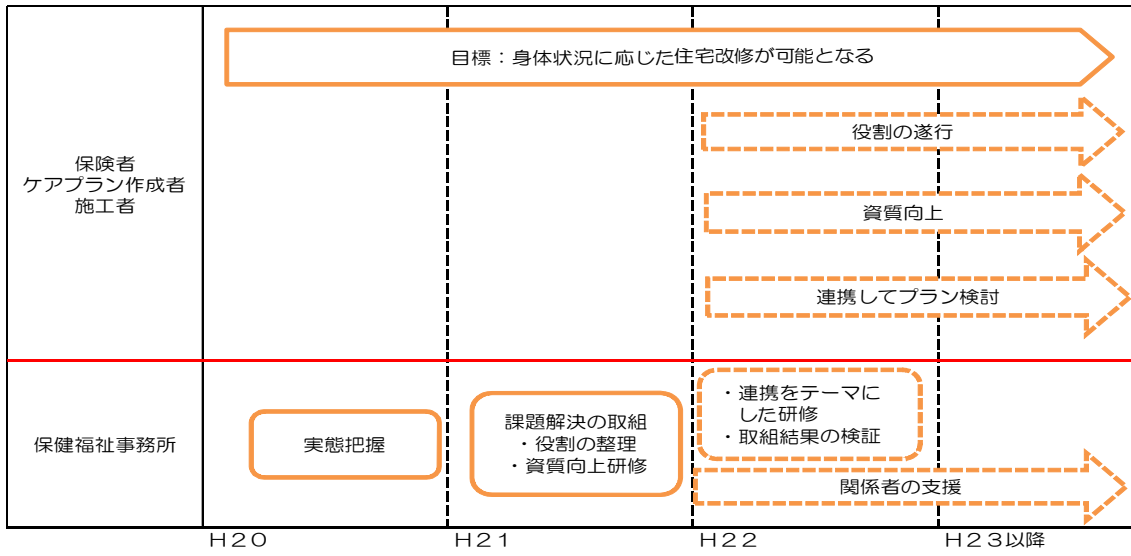
その取り組みとして、保険者、施工者、ケアプラン作成者が住宅改修に主に関わっていることから、各グループを構成し、住宅改修における手順及び役割・役割を遂行するために、必要な知識技術について整理した。その結果、基盤整備としては、石巻圏域の保険者の対応について整理し、石巻圏域の関係者の対応をフロー図にまとめることができた。

関係者の資質向上支援策としては、「住宅改修の手引き」と「研修会資料」を作成し、研修会を開催した。「住宅改修の手引き」を研修会で周知することにより、関係者の住宅改修に対する意識向上につながった。また、今後は関係者による活用が期待されている。

この事業を進めていくにつれて、ケアプラン作成者、施工者が、それぞれの役割をもって実施していくことは重要であるが、保険者の対応も重要であり、特に申請書類の確認の中でも、「住宅改修が必要な理由書」を適切に審査することの大切さをあらためて感じた。

平成21年度の事業結果から見えてきた課題について、保険者、ケアマネジャー協会石巻支部、施工者団体のそれぞれと協議し、次年度以降にそれぞれで取り組みをしていくことにもなった。今回のこの事業で整理されたことをきっかけに、今後、住宅改修の質の向上がいつそう図られることを期待するものである。

■スケジュール



6 委員等名簿

(1) 検討会

No.	所 属	職 名	氏 名
1	石巻市稲井地域包括支援センター	所長	須田 みち子
2	仁明会東松島居宅介護支援事業所	主任介護支援専門員	渡邊 栄子
3	石巻市河南地域包括支援センター	主任介護支援専門員	江藤 美智子
4	東松島市地域包括支援センター	保健師	櫻井 宏美
5	女川町地域包括支援センター	技術主査	三浦 和子
6	石巻市保健福祉部介護保険課給付グループ	主幹	及川 栄子
7	東松島市保健福祉部福祉課介護保険班	班長	木村 寿人
8	女川町健康福祉課介護保険係	介護福祉士	我妻 裕美
9	宮城県建築士事務所協会石巻支部 (株式会社石巻設計センター)	副支部長	齋藤 浩喜
10	特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	事務局長 理事	伊藤 良久
11	特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	副理事長	日野 孝
12	アサヒサンクリーン株式会社 東北支店石巻営業所	介護支援専門員	佐々木 順子
13	有限会社報武工務店	代表取締役	武山 良治
14	宮城県介護研修センター	主任主査	大場 薫
15	宮城県理学療法士会三陸ブロック (斎藤病院)	ブロック長	遠藤 伸也

(2) グループ別分科会

ケアプラン作成者グループ	
石巻市稲井地域包括支援センター	須田 みち子
女川町地域包括支援センター	三浦 和子
東松島市地域包括支援センター	櫻井宏美
アサヒサンクリーン株式会社 東北支店石巻営業所	佐々木 順子
宮城県理学療法士会三陸ブロック (齋藤病院)	遠藤 伸也

施工者グループ	
特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	伊藤 良久
特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	日野 孝
仁明会東松島居宅介護支援事業所	渡邊栄子
東松島市保健福祉部福祉課介護保険班	木村寿人
有限会社報武工務店	武山 良治

保険者グループ	
東松島市保健福祉部福祉課介護保険班	木村寿人
石巻市保健福祉部介護保険課給付グループ	及川 栄子
石巻市河南地域包括支援センター	江藤美智子
女川町健康福祉課介護保険係	我妻 裕美
宮城県建築士事務所協会石巻支部 (株式会社石巻設計センター)	齋藤 浩喜

7 終わりに

今回の事業を実施するに当たり、多大なご理解とご協力をいただきました石巻市、東松島市、女川町、稲井地域包括支援センター、河南地域包括支援センター、東松島市地域包括支援センター、女川町地域包括支援センター、アサヒサンクリーン株式会社東北支店石巻営業所、社会福祉法人東松島福祉会特別養護老人ホームやもと赤井の里、社会福祉法人永楽会居宅介護支援センターおながわ、宮城県介護研修センター、株式会社マルイチ福祉用品機器センター、株式会社ハートウェル仙台店、有限会社報武工務店、ケアマネジャー協会石巻支部、宮城県建築士事務所協会石巻支部、特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター、宮城県理学療法士会三陸ブロック、調査協力いただいた皆様、また、この事業の評価方法、考え方などについて助言いただきました国立保健医療科学院の鈴木先生に感謝申し上げます。